

## 一般会計決算審査特別委員会

平成24年9月26日(水)

### ◎ 開 議 の 宣 告 (午前10時00分)

○委員長(滝谷 昇) ただいまから一般会計決算審査特別委員会の会議を開きます。

出席委員数は16名であります。

本日の審査案件は、認定第2号 平成23年度伊達市一般会計歳入歳出決算であります。

それでは、認定第2号を議題といたします。

お諮りいたします。提案理由の説明については、9月20日の本会議において既に説明を受けておりますので、省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(滝谷 昇) 異議ないものと認め、提案理由の説明については省略することに決定いたしました。

質疑を始めるに当たり、3点ほどお願いを申し上げます。款ごとの質疑に際しましては、決算書のページ数及び具体の質疑項目を明確にしてから質疑を願います。なお、説明員の都合により、第11款災害復旧費につきましては第8款土木費とあわせて質疑を行いますので、ご承知おき願います。また、平成23年度伊達市各会計決算審査意見書と平成23年度における各会計の主要な施策の成果及び予算執行実績の概要の決算附属資料に質疑が及ぶ場合は、資料名、ページ数を含めて具体的に質疑を願います。あわせて、運営がスムーズに進むように質疑及び答弁とも簡潔に要領よくお願いいたします。なお、委員会における質疑は先例により一問一答方式を採用しておりますので、これに基づいて質疑願います。

それでは、質疑に入ります。

まず、歳入歳出決算事項別明細書、歳出から行います。なお、その財源についても説明を求めたい場合は、関連する歳入についての質疑もあわせて許可することといたします。

それでは、第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費から第9目IT推進費について、一般の54ページから59ページまでの質疑を願います。

○委員(小久保重孝) それでは、何点か質疑をさせていただきます。質疑を始める前に、今回改めてここで見ると資料の文字が小さくて非常に見にくいということを申し上げておきたいのと、私も老眼に入ったのかなと思っております。自分のせいでもあるのですが、できればもう少し文字の大きな資料に考えを至らせていただきたいのと、そんなふうに思います。

それでは、私のほうから毎度聞いておりますけれども、まず56ページ、57ページの広報広聴費、その他広報広聴活動が計上されています。この年どんな内容だったのかお聞かせいただきたいと思っております。

○企画課長(石澤高幸) お答えいたします。

その他広報広聴費につきましては、例年行っております「広報だて」、声の広報以外の広報広聴

に係る部分でございます。それで、中身につきましては、まず広報広聴の技術研修会への出席、これは職員の研修ということでございます。それから、3市合同施設見学会、これにつきましては伊達、室蘭、登別、3市で3年に1度持ち回りでやっているものでございます。それから、あと広報用務に使用しますトナーですとか参考図書など、それから「広報だて」のホームページ用のCDの作成料、それからホームページの管理費ということでバナーの作成や機構改革に伴うページの更新などに係る費用ということになってございます。

○委員（小久保重孝） 毎度のことでございますが、1点だけ、3市合同の研修会ございましたということです。これはいつも持ち回りでやっていて、この参加者という方々が非常に意識も高く、そういう意味では有効だなというふうに感じておまして、先日も市長との懇談というのをやっているようなお話も聞いておりますけれども、広報広聴という中でということで考えたときに、もう少し3市合同の参加者の活用というものも考えてもいいのではないかというふうにもちょっと思っておりました。ただ、単純にこの費用で応えられることではないと思っておりますけれども、人材の活用という点でこうした費用をかけている効果というものをぜひ図っていただきたいなど、そのように思っております。3市合同の研修会については、これからもずっと続けていくということの確認というか、この中身というのは特に変わらないのでしょうか。

○企画課長（石澤高幸） これからにつきましては基本的には続けていくということを考えてございます。それで、それぞれ3市、室蘭、登別、伊達含めまして、近隣の市民の方々に隣町でどうしているのかとか、どういう施設ができたのかとか、そういうことの見聞を広めていただくということもございまして、そういう地域の3市の市民の交流ということも含めましてこれからも続けていきたいというふうには考えてございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。

続いて、58ページ、59ページでございます。住んでみたいまちづくり推進費の彩食健美プロジェクト補助金がございました。予算50万に対して48万9,000円ということで、この効果と内容についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○企画課長（石澤高幸） お答えいたします。

彩食健美プロジェクトにつきましては、包むということをテーマにいたしまして、伊達の食材で何か包んで食べるということできないかというアイデア料理等の開発、それから普及というのが1つございます。それから、もう一点といたしましては、交流プロジェクトといたしまして、それぞれ市民の皆さんが企画運営する市民活動を官民協働でコーディネートしまして、積極的な社会参加とコミュニティーの形成を目指して取り組むという、この2本立てで実施してございます。それで、まず「TUTUMU “包”」のアイデア料理のほうでございまして、これにつきましてはプロジェクト会議等を開きまして、その後9月にアイデア料理の発表会というものを協議いたしました。それで、メニューの選考会を行いまして、9月の14日に保健センターのほうで料理研究家をお招きいたしまして講演会をいたしました。その後にアイデア料理の実演会、その後に最終的に食の普及、PRのためのグッズ等作成ということで、レシピ集、それからクリアファイル、ポスター等をつくってございます。それから、夜学のほうにつきましては、いろいろと皆さんが自主的にやり

たいという活動がございましたので、それについて一般公募いたしました。それで、昨年につきましては3事業を実施いたしまして、まず親子のための実験室ということで、生活で科学を使いこなそうという実験が1つ、それからオカリナにチャレンジということでオカリナの講師の方にオカリナを実際に皆さんにお教えいただいたと。それから、これは継続ですとしておりますが、伊達キッズ体操クラブというのを毎週水曜日、体育館のほうで行ってきております。

○委員（小久保重孝） 内容を詳しく今説明をいただきました。それで、先日議会のほうで配られました平成23年の事務事業評価結果のほうも見させていただくと、この年で休止、廃止ということで、1次評価の部分でも余りいい成果が上がっていたという評価ではないわけですが、この評価についてはどのようにお考えでしょうか。

○企画課長（石澤高幸） 実は、これにつきましては平成20年から取り組んできた事業でございまして、4年間の中でいろいろ試行錯誤してやってまいりました。それで、いろいろ皆さん、例えば飲食店組合の関係ですとか、それからいろんな事業者の関係とも調整をしたのですが、メニューのきちっとしたものの開発というのが正直言いますと1つ大きな成果を出すところまではいかなかったのかなというふうには考えてございます。ただ、こういうのを通じまして、もともと豊かなまち創出協議会の目的といいますのがこういう活動を通じまして官民協働でいろんなことに取り組むと、それから人と人との交流を通じて人材育成、そういうものも含めてやってきたというもございまして、休止、廃止という形にはなりましたが、これにつきましてはある程度の一定の成果、そういう人のつながりですとか、いろんな異業種の方々とのつながりができたのではないのかなと。それから、あと夜学のほうに関しましては、これにつきましては先ほど申し上げました体操クラブのほうが自主的運営に実質入ってございます。なので、これはこれで一つの成果という形で捉えております。

○委員（小久保重孝） 夜学のほうについては今お答えのとおりで、特に意見はないのですが、ただ包むの関係につきましては、私の知るところでは市内の飲食店さんで今までにないメニューを1つふやしたという事例は聞いておりますけれども、聞きますとやりっ放しではないかというような批判もいただいております。これに関係した、包むということでいえばそれにかかわる事業者さんで何だ、ここまでなのかというような形で、それで特に終わったという宣言も聞いていないというようなお話も聞いておりましたので、もちろん委員の方は理解はされているのだと思うのですが、今おっしゃった異業種のいろいろな取り組みの中で皆さんどこまでやるのだろうかという期待を持ちながら臨んでいるわけで、そのことの結果がどうもやりっ放しではないかというような感じで受け取られている方もおられるのです。ですから、こうした新しい事業というものは本当に試行錯誤していかなければならないのですけれども、十分気をつけて終わらせるプロセスというものも考えていかなければならないのではないのではないかと思いますし、また協議するメンバーももっと精査する必要があるのではないかと、そんなふうにも思いました。どうしても、以前の豊かなまち創出協議会というところで選ばれてくる方々など見たときにも、まちの主要な方々が多いのですけれども、どうも得意、不得意があるのかなと思っておりまして、そういった点で人材というものをどう活用するかという点でもちょっと考えさせられたというふうに、私はそばで見ている感じが

した。ですから、包むというテーマ設定はよかったのですが、その先の部分で今事務事業評価でも成果途上ということで評価されていて、途上なのだから、次、次ともう少し発展的に考えていけたらいいのになとも思ったのです。ですから、ここでとまってしまうことが非常に残念だなと思っておりました。いろいろと食の関係のプロジェクトというか、イベントはことしも随分やっておりますので、いろんなことにつながっていけばいいのかもしれませんが、一つ一つのイベントの設定と今申し上げた終わらせ方というものをもう少し考えていただきたいなと考えております。これについてはこれ以上発言を求めても多分ないと思いますが、一応意見として伝えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一点、私から、58、59ページのIT推進費でございます。この中に8項目めの西いぶり生活情報メール配信システム構築事業負担金がございます。これは、実際にもう既にスタートしておるのですが、この内容と申しますか、仕様というのはどのようにして決められたのかお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

○総務課長（椎名保彦） お答えいたします。

これにつきましては、いろいろな活用を現在させていただいております。それで、今現在伊達市におきましては不審者情報メール、それから災害関係のメール、それと実際に災害が起きた場合の職員の招集メールとか、あと消防団関係の招集メールということで登録はさせていただいております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 現在の登録数というのは押さえていますか。

○総務課長（椎名保彦） 申しわけございません。今現在全体の登録者数としては1,642件でございます。

○委員（小久保重孝） 私も登録をしてみたのですが、各項目ごとにいわゆる空メールを送る。内容のないメールを送って、それで登録が完了するということは悪くはないのですが、ただ項目が1項目ずつなのです。要するに、必要なものだけ登録をするということの意味だと思ひますが、やり方としては非常に面倒くさいというのが実際でありまして、これは他の事例を見ていただくとわかると思ひますが、以前にたしかご紹介をしたことがあったと思ひますが、この議会で発言をしたことがあるのですが、新潟県の妙高市のメーリングなんかは、そのページを開けば、ただチェックマークを入れれば全部それが通ることと、廃止をするときもそのページだけ開けば済むということなのです。アドレスなんかは結構変わったりもいたしますので、今のようなシステムだと登録と廃止が結構やりにくいのです。ですから、それを検討する余地はなかったのかなというふうに思ひたのですが、その辺の仕様についてはいかがだったのでしょうか。

○総務課長（椎名保彦） その点につきましては、私ちょっと詳細はわからないのですが、実際今委員さんご指摘のとおり使い勝手が悪い状況であれば、使いやすいように改善はしていきたいと思ひますので、広域でございますので、意見の聴取の場でそういうお話しもしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（小久保重孝） その部分で改善の余地があるのであれば、今後の部分でぜひ改善をしてい

っていただきたいと思えます。それで、せっかくですから申し上げますと、今言った妙高市の関係でいくと、そのページの中に登録者情報というものも掲載ができるようになっているのです。それは任意なのですけれども、年齢層、また男女別ですとか、どこの地区に住んでいる方ですとか、今のうちのメールでは何もありません。ですから、誰が登録しているのかも正直わからないということで、市民に対してどれだけ使われているのかというのは今答えていただいた1,600余りの登録数ということであらわれてくるのですけれども、実際に本当に必要な人にどれだけ使われているのかということにはならないという点は、これも1つ検討材料ではないかなというふうに考えております。

あと、今メールで不審者情報という話がありました。不審者情報もたしか今2日か3日、場合によっては1週間ぐらいたってから来ているような状況なのです。それはどういうことかということ、そういうことがありましたということの整理をして確かな情報を出したいということで、全く無効ではないのですけれども、ただ本来不審者情報の有効性というのは、きょうある場所で不審者があったので、父母の方は気をつけてくださいと、要するにきょうの情報が本来は必要なのではないかなというふうに思ったのです。それが確かかどうか、全く間違いの情報というものもありますから、いたずらに配信を続けるというのはどうかという考え方もあるのですが、2日、3日たってからこんなことがありましたというふうに出しても、本当にそれ有効なのかなと、そんなふうにもちょっと感じたので、この点についても改善をお願いしたいと思います。その点ご答弁いただけますか。

○総務課長（椎名保彦） 確かにそういう情報につきましては1日、2日の短期間の中で情報というのを上げていかないと全く意味がないと思えます。そこら辺も含めまして検討するようにお願いをしていきたいと思っております。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費から第9目IT推進費についての質疑を終わります。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第10目住民自治活動推進費から第3項徴税费について、58ページから65ページまでの質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 決算書のページ数でいきますと62、63にかかわりますが、職員費の職員管理費の13番、包括外部監査研究事業166万4,000何がしについてお伺いをしたいと思います。これは、第2回定例会の補正予算で増額補正されまして、説明資料によりますと地方自治法改正によって都道府県、政令市、中核市は実施が義務化された、その他の自治体の実施に当たっては条例化が必要であるということで、包括外部監査の必要性についてはそれぞれ説明をされておりますが、それらの条例化及び導入に向けた研究を行うということで、関係職員の育成と、それから先進して取り組んでいる都市を先進地として視察研修するという名目で予算化されました。24年度の第1回定例会で減額補正がされてこの金額になっているわけですけれども、主要成果と実績によりますと、開催回数4回で、参加者延べ人数、これは研修会のほうですけれども、9名で延べ参加が36名ということで、先進地視察については香川県の善通寺市と丸亀市ということで、参加者8名という資料が載っております。当初は講習会を6回行うというような予定だったと思うのですが、いろいろ

ろ講師の都合などもあって減ったということだと思います。参加者36名、延べですけれども、この講習会の内容、かいつまんで結構ですけれども、それと講習会をやった評価についてはどのように評価されているかお伺いをしたいと思います。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

包括外部監査研究事業につきましては、平成23年6月の補正予算で編成させていただきました、職員研修事業とは開催してまいりました。委員のお話のとおり、包括外部監査については自治法の改正によりまして都道府県、政令市、中核市については義務づけられておりますが、その他の市町村については条例制定が必要であるということで、本州の香川県周辺を中心に条例制定している市が幾つかあるということで、その辺を勉強することで本市における導入の可能性を検討するとともに、行政課題の研究を通して職員の力の向上、資質の向上、意識改革といったことに結びつけるということで開催してきました。それで、開催状況につきましてはすけれども、資料のほうにありましたとおり、会議については4回、そのほか先進地研修を実施しております。会議のメンバーですけれども、庁内から7名の委員を募って実施しております。この委員につきましては、企画、財政、総務、職員研修を担う職員課、それから監査委員会事務局から職員5名、係長職に研修に参加していただきまして、そのほか2名につきましては庁内公募という形で、7名の委員ということで構成させていただきました。それで、4回の会議と先進地研修につきましては、全て北海道大学の公共政策大学院の石井教授にアドバイザーとして入っていただきまして、先進地研修も含めてご足労いただいて開催してきたわけですが、そのほか第1回の会議では実際包括外部監査人及び外部監査人補助者としての経験を多数お持ちの弁護士と公認会計士の先生をお二方、これは香川県と岡山県からお越しいただいたのですけれども、実際に来ていただいて、外部監査の実際のお話というのを庁内のほうで聞かせていただきました。これが大変ためになったのですけれども、これを発端としまして、この弁護士と公認会計士の方は現在岡山県と高松のほうで外部監査人を務められているのですけれども、それ以前にも比較的小規模な条例制定市でも外部監査人を務めておりまして、そういった市の紹介を受けた形で香川県の善通寺市と丸亀市というところに先進地研修に行っておりまして、

善通寺市と丸亀市を選んだ理由につきましては、善通寺市が大体3万数千人の伊達市と同じ規模の市であったこと、また丸亀市についても10万程度で、外部監査導入している市の中では比較的小規模な都市であったというところでございまして、結果的に会議につきましては、実は弁護士と公認会計士の方に2回ほどお話聞きたいなということで予算編成させていただいたのですけれども、実際いろいろご都合ありまして、1回目のお話しか聞けなかったのですけれども、先進地研修に行った際には向こうで公認会計士の方にも一緒に同行していただいて回っていただいたりしておりまして、そういったことで経費の縮減を図ったということもあります。それで、最終的にはこの包括外部監査につきましては報告書という形で意見、包括外部監査制度は取り組むべき価値ある制度であるといったようなことと、当面の間は当市ぐらいの規模であれば限定的な導入が望ましいのではないかとといったことと、あと外部監査人の資質とチームワークが重要であるといったような意見を述べさせていただく中で、積極的に検討すべきだといったような報告書を

まとめまして、これにつきましては庁内の部長連絡会議で報告するとともに、たしか議会議員の皆さんにもお配りしていたかと思えます。それで、この研修の成果ですけれども、包括外部監査の導入の是非は別にしまして、こういったようないろんな行政課題について庁内の所管をまたがる職員が集まっていろいろ協議して、外のまちを見て歩くということは大変意義があったものと思えますので、この報告が今後包括外部監査ということだけにとらえるというふうな形で進んでいくのかというのは私の立場からは申し上げられませんが、研修としては非常に意義ある研修であった、そのように理解しております。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 今ご説明がありました。報告書も出されておりますので、それらも踏まえた上で質疑を続けさせていただきたいと思えますが、善通寺市については人口が3万3,500人くらいですし、一般会計の財政規模としても150億から155億ぐらいの間だというふうに承知しております。丸亀の場合は、会計の監査だけではありませんので、会計規模だけ比較するというのはどうかというふうに思いますが、一般会計が大体400億くらいあるのです。特別会計が240億ぐらい、そのほか水道と競艇があるのです。競艇がたしか600億ぐらいあったかなと思うのです。そうしますと、単純に会計規模だけでは比較できないとは思いますが、これらも踏まえた上でどうなのかというように検討する必要があるのかなと。それから、丸亀については、平成16年から包括外部監査をやっています、20年までそれで取り組んできております。取り組んだ内容についてもホームページに載っかっておりましたので、見させていただきました。実は平成21年の4月に包括外部監査に関する条例を廃止して、平成21年の4月から個別外部監査の契約に関する条例を制定して、個別監査のほうに移っていつているのですけれども、これらについては何か、丸亀のほうで視察した際に包括から個別外部監査のほうに切りかえていった経過、あるいはなぜそういうふうにしたのかというふうなことについてはご説明ありましたでしょうか。

○職員課長（松山和憲） 時間も大分たっておりますけれども、丸亀も善通寺も、善通寺市についても今包括外部監査制度というのは一旦廃止しております。丸亀については、今委員のお話のとおり包括外部監査から個別外部監査のほうに移行しております。これにつきましては、たしか数年前まで国のほうで外部監査の制度改革ということが非常に論議されておまして、たしか報告書の中でも記載してあったと思うのですけれども、国の外部監査、当時平成20年、21年程度はもう国のほうがかなり積極的に外部監査制度改革ということに取り組んでおまして、その状況を見きわめたということで一旦廃止するというようなお話だったかと思えます。ただ、現在国のほうで制度改革という話が途絶えておまして、さっぱり聞こえてきません。ただ、タイミング的には善通寺市、丸亀ともその辺を見きわめた上で再構築したいということでお話を伺っております。その過程で、丸亀市については包括外部監査については一旦廃止するけれども、個別外部監査ということで残していくということで、たしかこれは丸亀が住民基本条例か何かの中で外部監査についてうたっております、その関係で個別外部監査を残したというふうに聞いておりました。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 包括外部監査の場合には監査人がテーマを決めて監査していくという形にな

りますよね、個別監査の場合は市のほうでこういった部分について監査してくれということでテーマを監査人をお願いして監査をしてもらうというような、ちょっと違いがあるのです。ですから、どちらがいいのか、外部の目で市のほうの行政内容ですとか会計内容をチェックするという意味では全く制約を受けないで包括外部監査でやったほうがいいのかもかもしれませんけれども、一方では市のほうでこういった部分について重点的に監査してもらいたいというものとマッチしないという場合もあるわけで、ですから外部監査の導入に当たっては、もちろん監査人のほかに外部の目を入れていくという点については否定するものではありませんけれども、そういった点では市の求めているものと国がやろうとしている包括外部監査との考え方といいますか、これらをきちっと整理をして、取り組む場合には取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えておりますが、この辺について担当部のほうの考え方はいかがでしょう。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

私たちの中では今年度この経過を踏まえまして検討したいというふうに思っていて、実は動き出したのですけれども、この制度自体がちょっと難しいというものがありました。それで、ことしについてはいろんな研修をこれからも計画してございます。それで、まずは包括外部監査を実施したいと、このように考えてございます。丸亀、善通寺市の例を見ても、まず包括から取りかかって、それで専門的な立場からいろいろな行政上の課題点について監査を受けているという事例がございますので、このようなことで検討しながら今後進めていきたいなど、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 確認ですけれども、包括外部監査からまず始めて、その経過を見ながら、例えば個別監査のほうに切りかえるという場合も当然、それは両にらみしながら進めていくということなのか、その辺はどうなのですか。

○総務部長（篠原弘明） 現時点では包括外部監査だけを今は考えてございまして、その後はまた経過を踏まえながらということで、その後のことはまだ今は決めてございません。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 私のほうから何点か。

まず、58ページ、59ページ、住民自治活動推進費、自治会活動推進費であります。これも毎度出ている話で、未加入対策どうあったのかというところでございます。たしか自治会に対して未加入者向けのパンフレットといいますか、チラシを作成をいただいて、自治会の役員さんがそれを持ってアパートなどを回るというような内容になっておりますが、その取り組みというものの成果というのは上がったのかどうか、いかがでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

委員ご指摘のとおり、毎年のように春先に自治会長会議におきましてチラシの配布等呼びかけて、組織率のアップに努めてきているところであります。毎年同じような問題で、解決が決定的でないというのはご指摘のとおりで、連合自治会の協議会の中でも同じような議論があります。現状チラシの配布等を続けていく中で、組織率の低下を防いでいるというところにとどまっております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 組織率の低下を何とかとどめていると、現状を何とか維持しているということでお答えをいただきました。それで、この中身というのはどういうふうにとらえているのかなのです。私もこし自治会の役員をしてわかったことは、異動が多い方がアパートなどに住んで、入らないという事例のほか、高齢者の方で収入が少ないから入れないと、ですから脱会するというケースもふえているように散見したのですが、その辺についての捉えはいかがでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） 経済的な面ということでいきますと、例えば自治会の会費の納入だとかということが経済的に負担があるということで自治会を脱会することが多数あるというふうな話は、私どものほうでは認識はしていないのですけれども、多少なりともそういうケースがあるかと思えますので、ただ会費の金額の設定とかにつきまちは市のほうではこうあるべきだということを自治会に対して言う話もなかなか難しいものですから、そこいら辺については自治会とは別な形の補助対策がない限り、会費を免除だとかということについて市のほうから自治会に対して申し入れるというようなことは現状難しいかというふうに思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 先まで含めて答弁をいただいたというふうに思っております。自治会活動に対して何か補助ということは、もちろんそのことで補助は難しいわけです。ただ、実際この傾向が強くなってくると、自治会が大きいところはある程度吸収はできるかもしれないのですが、小さいところなどはかかる基礎的な基本的な経費というものをどうするかということとか、当然そういう問題も出てくるのかなというふうに考えております。そういう中で、ではどうそれをカバーするかということが1つあって、非常に自治会も苦慮しながらかかる経費についての説明もするのですが、説明もできないような状況の方もいて、非常に大変だということでございます。それは重々承知されているのだらうと思うのですが、そういう傾向が以前の傾向とまたちょっと違うなというふうに考えておりますので、そういう方々にそれでも自治会に入れということではないのですが、地域の最低の単位という中で私は自治会というものは非常に大事だというふうに考えているので、減免を自治会として考えるということは自治会単位としては考えられるのですが、今おっしゃっていただいたようにそれでは出せないけれども、別の方法で何か自治会を補助する、サポートする、そんなことを改めて考えていただくことも必要なのではないかなと、そんなふうに思いましたので、一応上げさせていただきます。未加入対策は自治会の問題なのですが、ただひいてはまちの問題、市全体の問題にもかかわるので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思っております。

それから、同じ項目の大滝区共同浴場の維持管理費の関係でございます。ふるさとの湯ができて、この金額だったかなというふうに思うのですが、それまではたしか520万前後で推移をしていたのですが、予算のときに聞いているかもしれませんが、プラス200万円ずつふえていく、その中身というのはどのようになっているのでしょうか。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

ふるさとの湯が新しくなっております。増減の原因ですが、電気料、それから上下水道がふえてございます。それと、共同浴場の清掃関係の委託が若干時間数がふえてございますので、その分の人件費の増ということで大体200万前後ふえてございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 以前に比べて200万ぐらいこれからふえていくということで、23年からスタートしておりますが、そのことは結果的に大滝の方々にとって十分福祉的な意味も含めて有効に活用されていけばいいわけです。ただ、ここで示されている2つの施設合わせて延べ6万1,000人という、その数字の根拠というか、正確性というものはいかがなのでしょう。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

管理人が常にいるわけではございませんが、アンケート用紙等を置いて、来た方にお名前と所在地を書いていただいているということでございまして、正確にはまだもっとふえているのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 私も何度か行っているのですが、紙に名前を書く欄はありませんが、大滝区なのか伊達区なのかというところ、また市外というのがあったかな、そういうことを書いた中で統計をとられているというふうに思っております。ただ、これはこうした費用のかからない施設ということの中で管理が非常に難しいわけですが、もう少し正確性が必要なのではないかなというふうに考えております。といいますのは、その効果というものの検証の中で、また将来的に、これは今無料なのですが、将来的にそのコストをどう考えるかという点で非常に大事な統計情報になるのではないかなというふうに考えてございまして、そういった点でもう少しやり方工夫できないのかということを確認をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、先ほどの経費の中に機械管理による火災報知機でしょうか、または何かセキュリティの管理なののでしょうか、たしか施設の中に動いておりました。これは年間どのぐらいの費用になっているのでしょうか。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

この施設の緊急の警報装置ですけれども、これにつきましては電気代等に含まれてございまして、特にその分の経費というのはかかってございません。設備の中でやっております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 電気代の中に含まれていて、そんなに経費はかかっていないということでございます。どこまでこの機械は動作するのだろうかということが1つありました。というのは、火災警報器ということであればそれは当然なのですけれども、無人の管理の中で例えば中で人が倒れたということまでこれは確認ができるのかどうか、もちろんカメラも何もないですから、そういったところは難しいとは思いますが、どういうふうに動作しているのか、どんな場合に役立っているのか、また今申し上げたような無人の中で誰かが倒れたいうときにどんな対処ができるのか、そういったところに関してはどのような仕様になっているのでしょうか。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

今の緊急の警報装置の関係ですけれども、ボタン式になってございまして、ぐあいが悪くなられたり緊急の件がありましたら押すようになってございます。これは、脱衣室男女それぞれ、それから待合室についてございます。これを押すと警報が鳴りまして、すぐさまその情報が携帯電話のほ

うに入るようになってございます。これにつきましては、職員が順次通報されるようになってございまして、第1順位、第2順位、第3順位という形でそれぞれつながるようになってございます。私も実際受けたことがございますが、受けたときに、助けてください、助けてくださいというような情報が入ってきます。その後携帯電話がつながりまして、そこから携帯電話で館内にスピーカーで話せるようになってございます。そのときに近くにいた方と話せる仕組みになってございまして、それで応答があった場合には、間違っただけか、そういう判断はできません。その後、もし返答がない場合は、職員がすぐに駆けつけて見に行くという形になってございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今詳しくその動作についてお話をいただきました。実は、先日Qちゃんファームでイベントがあったときですけれども、寄ったら、その機械が壊れたのです。たまたまちょうどそこに出くわして、何かあったときの携帯への転送がどうもいかないのでということで、管理されている女性の方があちこちに連絡している姿をちょっと見受けました。機械に頼っていても、今申し上げたようなことを十分図られればいいのですが、日曜日で機械が壊れてと、すぐ駆けつける方がそばにいたからよかったのかもしれませんが、定期的なメンテナンスというものが行われているのかどうかということもちょっと心配になったのですが、これはいかがでしょうか。

○地域振興課長（岩淵泰人） メンテナンスの関係ですけれども、1年たったということでこの間行われてございまして、今回の原因は、過ってどなたがさわったかわかりませんが、電源が切れていたということが原因でございまして。今後私ども職員も行って、その辺の管理を徹底したいというふうに思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 館内には、たしかお子さんにいたずらしないようにという紙も書いてあったりして周知を図っているのですが、もう少し利用に関して徹底をされる必要があるのかなと感じました。それと、そもそものお話だけ最後申し上げて確認ですけれども、先ほど経費の中で清掃費が入っているというお話もございました。ただ、基本的にこの施設というのは無料ということの中で、地域の方々に管理をしていくということが前提ではないかというふうに思っていて、地域の方々にももちろん協力をいただいているとは思いますが、もう少し地域の方に管理上協力をいただくということは、これはできないのかどうか、そのことによって将来的にこの施設を、費用はかかるけれども、地域の財産としてみんなで守っていくという考え方がやっぱりあるべきではないかというふうに思っていて、今申し上げたような機械管理という話は、かければ幾らでも事業者があるので、やれるのですが、ただそういうことではなくて、いかにして自分たちで施設を守り、自分たちの安心、安全を守るかという点での仕様といいますか、設定がちょっと今感じられないように思うのですが、住民に対しての部分に関しては現状どうなっているのかということと、将来的にどうしていきたいと考えているかお聞かせをいただけますか。

○地域振興課長（岩淵泰人） 住民の方々でございまして、当初ふるさとの湯ができ上がる前に、委員がおっしゃった緊急の場合のときに人がいないということもございまして、住民の方々に監視のボランティアをお願いしたいというふうに募集をかけてございました。ですが、そのとき

にボランティアをしてもいいという方々がほとんどいない状況だったということで、今の体制になってございます。本来はおっしゃるとおり住民の方々に管理をしていけばいいのでしょうけれども、なかなかそういうふうにはいかないという現状ですので、今後委託関係でやらざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

○委員（小久保重孝） 今後委託でやっていかざるを得ないという答弁は、ちょっと私は不十分ではないかなというふうに感じています。もちろん現状で今おっしゃったように見守り役を募集したけれども、いなかったということは、これは当然そういうことは考えられて、もちろんこれは伊達区だって同様に、これだけ人口がいても難しいやもしれない。ただ、地域の中でそういう大事な施設を守っていくという点で、そういう意識がないとこの施設を守っていくことはできないのではないかなというふうに思います。コストがかかってくれば、何年かして、やっぱりこれお金かかりますから、皆さん、お金下さいと言わざるを得ないかもしれないし、もうこれは廃止しましょうという話だってなってくるやもしれない。コミセンなんかの話とも一緒なのですが、私たちが求めたものをつくった以上、自分たちで管理するというリスクといいますか、負担もぜひ求めていかなければならないのではないかなと思うのです。これは、地域の方々は大変だと思います。ただ、意識づけといいますか、意識が大体ないのではないかな。ある程度つくってくれた、合併していいものできた、そうではなくて、長い目で見てコストというものの意識を皆さんに持っていただく、そのことがなければ、公として不十分ではないかなと、そのように思っておりますので、これはこれ以上やりませんが、支所長にぜひ、住民の気持ちが離れているということの結果ではないかなというふうに私思っています。みんなでこの地域を守るといふことの取り組みを進める必要性が非常に高いのだなと感じていますし、そういったことをぜひ取り組みとして進めていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○大滝総合支所長（武川哲也） お答えいたします。

確かに今委員おっしゃるとおりに、僕も大滝へ行きましてまず感じたのは、結構行政から与えられているといいますか、権利というのがすごく強い地域という感じがします。この共同浴場に関しては、名前は共同浴場ということになってはいますが、今は観光的な一面を含めて管外の方も市外の方も入っていただきたいというようなところで、それも全て無料というような制度としてつくりましたので、なおさら地域の方々の施設に対する思い入れみたいものなちょっと薄いのかなという気はします。この辺は、今後の維持管理費の面を含めて、僕も行って最初これ有償化というのは無理なのかという話もちょっとしたことございますけれども、なかなか難しい問題です。それで、この辺については経費の部分も毎年出てきますので、その辺については今すぐ見直しという話にはならないかもしれませんが、ちょっと勉強してみたいなと思っております。

○委員（小久保重孝） 前向きな答弁をいただいたと思っておりますので、ぜひお考えいただきたいなと思っております。先ほど申し上げた利用者数ということでいうと6万1,000人でありますから、経費割り返すと120円ぐらいなのかなというふうに感じております。120円取るか取らないかということではなくて、行政的にサービスをどう考えるかという点でもぜひ先ほど申し上げた統計情報というものもしっかりととっていく必要があるのではないかなと、そのように思っております。

次にまいります。60ページ、61ページです。コミュニティセンター費、コミュニティセンター運営管理委託料の関係でございます。これは先日同僚議員が一般質問でもなされていますし、私もことしやりましたので、中身については23年についてもよく承知をしております。ただ、この間もお話があったように、管理上の部分で負担をかけてはいないかという点、下請になっていないかという点ですとか、さまざまコミセンの管理に関してはいろいろと意見があります。前回というか、以前にこのお話の中で、23年度は特に委託費が減額をされたという状況の中でスタートしてございました。そのスタートするに当たっては、各コミセンとしっかりときちんとお話をしてくださいと、もちろん行政としては経費をかけない方向でいきたいのだけれども、ただ各自治会にお願いをしているというようなところと、ある面、今の共同浴場ではないけれども、つくってくれというところの中で意識の違いがあるわけです。その意識の違いというものが先日の一般質問の中でもあらわされたというふうにも感じております。ただ、コミセンの管理というものがこの年、不都合といいますか、状況として大丈夫かというようなお話もさせていただいておりましたので、もう今年度新しい年度がスタートしておりますけれども、23年度減額をされる中で、各コミセンについてはその運営というものは前年度に比べて、その前の年に比べても特に問題はなかったかどうか、もう少しその内容についてお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

23年度の運営と24年度の運営について管理方式を一部大きく変えたという部分がございます。23年度につきましては、各コミセンで独自に管理方式をそれぞれの方式に基づいてやっていたのですが、24年度につきましては一定方式でということで、1年半程度協議の上、実施したことになっておりますが、市のほうとしてはそれぞれのコミセンに対して具体的な説明をしたつもりではおりますが、現状新しく制度が変わった中で各コミセンの運営に戸惑いも当然4月以降あろうかと思っておりますので、今月、来月中旬にそれぞれのコミセンに入って、問題点の掘り起こしや今後の運営について行政の責任として把握していったら、今後トラブルや不都合が生じないような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 何度も議論がなされていますので、今課長答弁いただいたように前向きにその方策について考えていただけるということでございます。ただ、これは考え方がいろいろあると思いますが、基本的には私は地域で必要なものをつくったということの立場の中で地域で支えていくということが前提だと思っております。ですから、何か下請的に担われてもどうかなというふうな感じはしております。ですから、地域の方々が自分たちで守るという、その考え方にどうやったら意識を持っていけるかというところに難しさがあるのだと思うのです。そこで知恵を絞っていただかないと、いつまでたっても考え方の溝は埋まらないということになりますから、そのことはしっかり、本当に大事なので、丁寧に進めていただきたいというふうに考えております。これは、あと指定管理の関係では公募ということのくくりを公募外というふうにされるというふうな話もちらっと聞いているのですけれども、この辺の状況というのはいかがなのでしょうか、今もしお話ができることがあれば教えていただきたいと思いますが。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

コミュニティセンターにつきましては、平成24年度から再指定というふうになりまして、3年間の指定管理期間を設けていますので、今後3年間はこの事業者ということになりますが、地域に根差した例えば自治会を中心とした団体に指定管理をこれまでもしてきましたし、今後についても民間業者が入ってという管理になじまないものですから、先ほど委員お話しされましたとおり、地域の財産だというような形で地元が地元のために運営できるようなということを目的に管理運営委員会のほうで今後も指定管理していく施設だというふうに認識しております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今おっしゃっていただいたように、地域の財産として皆さんがどうこれを管理、守っていくかというところに考えが及ぶような仕切りというものをぜひ考えて提示していただきたいと思いますと考えております。これは、この程度にさせていただきます。引き続き、細かい点では今後も一般質問などを通して確認、またその考えをお伺いする機会もあるかもしれません。大事な住民との接点という部分で考えておりますので、よろしくお伺いしたいなと思います。

次は、同じページの次の項目、交通安全推進費の関係であります。全般で交通安全推進費の中で、これもいつも出されております内容で、ことしも決算の資料の中で28ページ、29ページでは交通事故の発生状況が書かれています。昨年に比べると発生件数は少ない。ただ、死者1名ということでふえて、残念なことではございました。負傷者は115名ということでございます。この数字どう捉えるかということもございしますが、常々申し上げているところでは、ヒヤリ・ハットマップの関係でもう少し情報を市民に伝えるべきではないかと、よく発生する交通事故箇所というものを示していくべきではないかということで、その中で発生件数81件が著しくその発生が多かったという箇所があるのかどうか、これについてまずお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

交通事故の発生状況につきましては、死亡事故につきましては23年度は1件、22年度だけがゼロ件ということで、大体1件程度の推移となっています。交通事故発生件数につきましては、でこぼししながら同程度の推移になっているのですけれども、交通事故の発生の危険な場所につきましては、大方大体危険なところが決まっております、想定できるところが数カ所であろうかというふうに思っております。これにつきましては、さきにもお答えしたことがあろうかと思うのですけれども、警察署とかでつくりましたマップで表示はしてありますが、抜本的な対策という意味では、そこを事故のないところにするというところまで対策は進めていないというのが現状であります。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今課長がご答弁いただきましたように、大体多く発生するところはあるということではございます。つぶさにどこなのということは聞きませんが、ある程度場所が特定されてくるのであれば、何カ所かということの中ではぜひ対策をとっていただきたいと思いますと思っております。これは、担当のほうだけで済む話ではないと思います。もちろん標識を立てるとか、簡単ではないことはよく承知をしておりますけれども、例のインターネットで見れるマップだけでは不十分でございまして、その場所で皆さん感じていただく、知っていただくということが大事だと思いますか

ら、いかにして情報を現場で伝えていけるかということをごひ図っていただきたいと思いますので、これは課題ということで、ぜひ図っていただきたい、そのように思っております。

それで、1点確認ですが、決算資料の中に市民交通傷害保険の状況というのが書かれています。支給状況は13件でしたということですが、残念ながら死者の方はこれには入っていないのですが、この支給状況と交通事故の発生状況の関係というものはどんなふうになっているのでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えいたします。

交通事故発生件数と交通共済の加入者の因果関係までは押さえておりませんが、当然ここで支給請求されている方については事故が起こったということでは間違いはないのですが、共済掛けている方と事故との因果関係まではこちらのほうでは押さえ切っていないというのが現状です。

○委員（小久保重孝） 因果関係までお伺いしても、なかなか難しいかもしれません。ただ、ちょっと心配というか、気になったのは、届け出制という中だと思のですが、要するに事故に遭われた方が届け出をすることでこれが適用されるという中で、実際に届け出をしない方も多いのではないかとこのようにちょっと感じたのです。この交通事故の発生状況はすべて市民ということではないと思っておりますが、また加入者も全てということではございませんが、そのあたりで、これはご本人の考え方とかいろんな制度の中で選択をされるのかもしれませんが、その辺で届け出をしにくいという状況はなかったのかということなのです。発生件数によっては少ないというふうに捉えたものですから、それで因果関係という話になるのですが、そうではなくて、加入された方は大体届け出をされているということなのか、その辺がちょっとわからなかったものですから、それについてももしお聞かせいただければ、お聞かせをいただきたいと思っております。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えいたします。

交通事故の発生に関しまして、中程度以下の事故につきまして逐一事故の情報について市のほうで押さえるということが現実難しいということで、共済保険に加入している方がどの程度請求されているかというのをパーセンテージで把握するというのはちょっと現状難しいと。それから、手続につきましては、そう難しくない手続ですので、加入されている方は手続上は負担にならないような形の手続ですので、請求しづらいだとかということは我々としては考えていないというふうには思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。手続上、不自由というか、不便があるかということについては、ないということで理解いたしました。

あと、私からは最後ですが、62ページ、63ページ、職員費の生きがいプロジェクト研修経費でございます。生きがいプロジェクト研修実施報告書も先日いただいております。ただ、この中でちょっと気になったのは、10ページのまとめに、テーマの設定というのですか、研修をするテーマの設定がちょっと難しかったといいますが、生きがいという中のテーマにそぐわなかったけれども、成果はあったということなのですが、そもそもテーマ設定が十分ではなかったという点はどうかとだったので、もう少し簡単にお聞かせをいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

生きがいプロジェクト研修につきましては、加速する地域社会の高齢化ですとか国保会計の赤字、また高齢者のひきこもり対策、社会参加へいかに導くかといったような、こういったような課題をもとに、それを国保の医療費を分析しながら課題解決の方策を探るという非常に最初の設定段階から難しいテーマということで、2年間かけて、1年目は医療費の分析、2年目につきましては報告書という形でまとめております。これにつきましては、研修事務局は保険医療課に担っていただいておりますので、私が全ての研修に参加していたわけでもございませんので、詳細については把握しておりませんが、ただ1年目に私も当時企画課の際にこのプロジェクトのメンバーの一員として加わらせていただきました。その際に、報告書のテーマの設定で書かれていることとちよつとずれるかもしれませんが、伊達市の国保の医療費を分析して、いかに高齢者の生きがいに結びつけていくかというところで始まったときに、そもそもこうしたことは本来国なり道なり、あるいは国保連合ですとか、そういうところがやらなければ、なかなか難しい、こういったような報告書に最終的に落とすのかなということで非常に、私を含めてメンバーみんなそういったところで悩んでいたと思います。ただ、テーマが難しかったということよりも、先ほどの吉野委員の質問にもお答えしましたが、参加者全員が組織を横断して問題意識共有して、こういったような議論、課題解決の方策を探ったり議論するということが、結果的にはどうであれ、職員研修としては非常に意義のある研修になるのではないかなというふうに、そういうふうに捉えております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 結果としてまとめがどうであろうと、今最後におっしゃっていただいた参加された職員の方が何かスキルがアップしたとか、参加してよかったということでその後生かしていただければいいのかなと思うのですが、その辺については、今松山課長はもちろんよかったということだと思っておりますが、この事業自体はおおむね参加された22年、23年のメンバーは満足をされたということでもよろしいでしょうか。

○職員課長（松山和憲） お答えいたします。

終了してから職員に個別に、全員に話を聞いたわけではありませんけれども、昨年たしか6回の会議ですか、それと長沼町への先進地研修、これが3名程度の参加に終わっていたと思うのですが、確かに組織を横断してこういったような研修するというのは意義あるのですが、これも係長レベルでの研修だったのですが、それぞれに各事務、所管する事務抱えていて、多忙な折に時間をつくっていただいて集まっていたいただいて協議するということが、恐らく参加した職員は皆大変だったと思います。ただ、そういったような経験をして気づくこともあると思いますので、個別にアンケート調査をとったわけではないですが、それぞれの職員の今後の仕事、あるいは今現在やっている仕事でなくてこれから異動した先の仕事、そういったようなものにも生かしていけるのではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第2款総務費、第1項総務管理費、第10目住民自治活動推進費から第3項徴税费についての質疑を終わります。

次に、第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費から第7項監査委員費について、64ページから67ページまでの質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 私からは、64ページ、65ページですか、旅券事務経費がございまして。パスポートの発行ということで、大変いいサービスがスタートしました。この年のたしか8月からスタートしたのでしょうか、件数というのはどうなったのでしょうか、まずそこからお答えいただきたいと思います。

○市民課長（尾形拓恵） お答えいたします。

パスポートの申請は、平成23年の8月から始まりました。8月から3月末現在では、申請が444件ありました。5年が171件、10年が273件、その他が9件でございました。

○委員（小久保重孝） たしか予算のときには511件ぐらいを想定しているということではございまして、大体といても70件ぐらい少ないのですが、大体想定内ということでは了解いたしました。それで、発行に対するタイムラグというのは特にないということではございましたが、発行に当たって何か問題点などはありましたでしょうか。

○市民課長（尾形拓恵） お答えいたします。

市民に不利益を与えるような、そういう問題点はございませんでした。案件というか、いろいろ個人個人によってさまざまな添付する書類だとか、対応を求められること、もしくは本人に確認することが多々ありましたが、それは道のパスポートセンターなり職員間で協議をして進め、本人に不利益なことが起きるようなことはございませんでした。

以上です。

○委員（小久保重孝） 最後ですが、始める前に要望を出したときには、人の手がかなりかかるので、これはなかなか難しいというようなことがその当時部長から答弁いただいて、その後数年たってからこれは実現するのですが、ただ実際はどうだったのか、現状もそうなのですが、職員の対応としてはこれができたことでまたある面大変だと思うのですが、現状人が足りているか、足りていないか、もちろん足りているとおっしゃるのだと思うのですが、大変ではないかどうか、その辺についてはいかがですか。

○市民課長（尾形拓恵） お答えいたします。

旅券事務につきましては、特定に人を配置しているわけではなく、今現在私も含めた8名の体制の中で毎日のローテーションを組みながら行っております。対応する時間につきましてはさまざまですが、かかる方については30分以上かかる案件もあり、いろいろですけれども、それはローテーションを組みながら、さらに係長なり私なりの補佐等を含めまして、今現在いる職員の中で対応しているのが現状でございまして。

○委員（吉野英雄） 同じく64、65ページ、項目でいえばどこになるのか、住民基本台帳ネットワークシステム経費なのか、個人認証サービス経費なのか、ちょっと仕分けがはっきりしません。わかりませんが、住基カードの発行の関係です。これらについて年度ごとにそれぞれ発行され

ている枚数といいますか、それらについての推移についてはどのようになっているのでしょうか。

○市民課長（尾形拓恵） 住民基本台帳カードにつきましては、平成15年から始まりまして、平成15年は61件、平成16年は97件、17年度は131件、18年度は188件になっておりまして、平成19年度は312件とふえました。平成20年度からの3年間、無料交付という形をとらせていただきました。それで、件数が倍以上ふえまして、平成20年度は682件、それから平成21年度は992件、それから平成22年度は1,418件ということで、平成23年度は……ごめなさい、それは累計でいきました。平成23年度は、計1,706件ということで今現在推移しております。

○委員（吉野英雄） 平成23年度までの累計ですか、1,700というのは、そういうふうにとらえていいということですね。それで、住民基本台帳のネットワークシステム、現在計上されているのはシステムを維持して管理していくための経費だと思うのですが、当初のイニシャルはかなりかかりましたよね。それで、これは来年度以降の話になるかもしれませんが、話を飛躍させて委員長に怒られるかもしれませんが、国のほうで進めているもう一つのマイナンバーというのがありますよね、これらと今まで発行してきたものがどういうふうにリンクしていくのかということについてはまだ不明確といいますか、明確になっていない中で、この後これが導入されたら、またシステムのイニシャルとしてシステムを統合するだとか何とかということできざまな経費がかかってくるのかなというふうに思っていますが、それらについてはまだ国の方向がはっきり出ていないということでしょうか、それらについてどの程度かかるとか、そんなような試算とかというのはまだ始まっていないですか、そういうふうにとらえていいですか、わかりました。住基カードについては、さまざまな個人情報の漏れの問題だとか、そういった点ですとかが指摘をされておりましたけれども、現段階で市のほうで捉えている住基カード発行によって個人情報が漏れていくだとか、そういったこと、懸念されていたような事項については把握されていますか。

○市民課長（尾形拓恵） 住民基本台帳による個人情報の漏えい等につきましては、私たちのほうではないものと押さえております。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費から第7項監査委員費についての質疑を終わります。

次に、第3款民生費、66ページから75ページまでの質疑を願います。

○委員（辻浦義浩） 69ページの地域自殺対策緊急強化推進事業でございますけれども、この内容についてと効果等をお願いしたいと思います。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

この内容につきましては、国のほうで給付をしております自殺者対策ということでの国の交付金によって北海道が造設しました地域自殺対策緊急強化基金ということで、これによる補助事業でございます。伊達市においては、22年と23年に実施しておりまして、23年につきましては北海道医療大学の先生をお招きしまして、「自殺とうつ病のサインを理解する」ということで講演会を実施してございました。90名の参加を得ております。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 効果につきましては、この中でたくさんの参加を得た中で、その後に保健所の主催によりますゲートキーパー研修というのがございまして、今回の市で行った講演会、90名の中から34の方が保健所主催のゲートキーパー研修に参加をいただいたということで、一定の効果が得られたということで認識してございます。

以上でございます。

○委員（辻浦義浩） 北海道の中でも非常に自殺が多いですし、最近でも近隣の市町村でも起こっております。今後ぜひもっともっと推進していただいて、自殺者を一人でも少なくする取り組みを推進してほしいと思います。

終わります。

○委員（吉野英雄） 67ページの社会福祉総務費、6番と1番に関係するかと思いますが、民生委員児童委員運営協議会運営費補助金、それから民生委員推薦会委員報酬及び費用弁償の関係、これ両方に関係するかと思いますが、伊達市の民生委員児童委員の定数というのですか、定数というものがああるかと思うのですが、これらについての充足度はどのようになっていますか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

定数は88名ということになってございまして、23年度においては充足してございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） それで、民生委員児童委員、1番に関係しますが、民生委員推薦会というのがあって推薦されていくということになると思いますが、聞くところによりますと民生委員児童委員自体が相当高齢化していて、なり手の問題と申しますか、そういった問題も惹起されているように聞いております。この定数88名の方の平均的な年齢と申しますか、そういったものは計算されておりますか、何歳ぐらいになっているか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

平均年齢につきましては、男性の委員の方が65歳、女性の方は63歳ということになってございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 平均するところということになるわけですが、本来であれば民生委員児童委員の方が担当するといいますが、仕事の役割からいくともうちょっと若い方に本当はやっていただきたいという思いはあると思うのですが、なかなか若い方、現役の方が非常になりづらいという、仕事を抱えながらというのはなかなか難しいという問題がありまして、これらをどうやってクリアしていくのかなというところが非常に課題ではあると思うのです。本来は公務という捉え方をするのか、それとも完全なるボランティアというふうな捉え方をするのか、この辺民生児童委員の捉え方というのはどういうふうにとらえたらよろしいでしょうか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 法に基づきます身分としましては、特別職の地方公務員という位置づけでございますけれども、活動内容としましては事実上福祉のボランティアということで、活動

実費としては年間にわずかなお金は支給されますけれども、報酬としては支給されておりませんので、ボランティアという位置づけになると思います。

以上です。

○委員（吉野英雄） そうしますと、若い方は民生児童委員やってみたい、あるいは地域のために貢献したいなと思っていてもなかなかづらいところはあるのかなと思います。それで、この位置づけをどうしていくかという点では、私も民間で働いておりましたが、明確に公務というような位置づけがないとなかなか会社側のほうでは、全部を見るというわけにはいきませんが、例えば会議に出席するだとかは公務として認定するだとかというような、何かそういったものがないとなかなか出づらいのかなというふうには思っております。これら市のほうでどうのこうのというのはなかなか難しいかと思いますが、今後国なり道なりにこういった制度のあり方も含めてやっていかないと、常に意識のある方だとは思いますが、年齢的に高齢化していくという問題も考えていきますと、やっぱり次の世代を育てていかなければいけないという面あると思うので、それらは国なり道なりに考え方というものを明らかに、少し整理をしていただきたいと思いますか、そういったことが必要ではないかなというふうに考えております。先日もある民生児童委員の方とお話をしましたら、非常に意欲を持って、なおかつ民生児童委員をやることによって地域の方々の状況ですとか顔がわかって、非常に自分自身のためにもなっているというふうなお話を聞きました。ですから、平均年齢としてはこうですけども、若い方もその中に育てていくというような観点が必要かなというふうに思っております。この辺については、例えば道の会議だとかそういったところで何か方策的なものを提起したり、あるいは問題提起をしていくような考え方ありますでしょうか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

我々もそういうことで、なかなか若い方のなり手がいないということで、国のほうでも民生委員につきましては年齢基準の撤廃をしたりしておりますけれども、なかなかそういう意見を述べる場所もない中で苦慮しているというのが現状でございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） ぜひ機会を捉まえて、これは全体的な制度設計としてどうやっていくのかということが非常にかかわってくると思いますので、ぜひ提起をしていただきたいと思いますということだけ申し上げておきます。

次に、73ページの生活保護の扶助費の医療扶助費についてお伺いします。医療扶助費、決算では4億2,581万何がしという金額になっております。平成24年の第1回定例会で5,000万ほど減額補正をされて、医療費の支出見込みが少なかったことによる減額ということで減額補正をされております。予算執行の実績の概要を見ますと、前年度と比較して約9,000万程度前年度比では減少しているわけです。医療費の支出見込みが少なかったというだけの簡単な説明ではどうなのかなと思ひまして、もうちょっと概要といいますか、これらについてわかる範囲でお知らせください。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

23年度の当初予算につきましては5億2,000万ほど計上させてございますけれども、これにつき

ましてはその前の年の平成22年度、これは医療扶助費が異常に多かったということで、その実績をもとに5億2,000万ほど計上させていただきました。途中で実績見込みをしまして3月に5,100万ほど減額しましたがけれども、それでなおかつ下がっていったということで、結果的に4,500万の不用額ということになったものでございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 説明の概要についてはわかりました。それで、生活保護に関しては今年度に入っている生活保護自体に対するバッシングと申しますか、そういったものもありまして、不正が起きていることによるバッシングがあるわけですが、一方で民間の医療機関の団体である民間医療の保険団体連合会の調査によると、なかなか医療機関にかかりづらいということで重篤化してかかるというようなこともアンケートでは報告をされております。もちろん医療にかかる必要がない方にかかる必要がないわけですから、当然減っていくという実績について否定するものではありませんけれども、実際に医療にかかろうという方、かからなければいけないという方が全国的な傾向としてかかりにくくなっている原因の一つに医療券の問題があると、券を発行してもらって医療に行かなければいけないと。なおかつ、かかる科が今まで内科だったのが外科とか神経科とかというふうに科が変わるごとに医療券の再発行を受けていくというようなことで、非常に利用しづらいと申しますか、実際に急にそういうようなことでどうしても医療機関にかからなければいけないというときに非常に手続が複雑と申しますか、市役所に来て、こうこうでかかりたいのでということで医療券を発行してもらおうということになりますよね。それで、そういったことで、全国的にはこれは少数ですが、埼玉県のある市ですとか、そういったところでは生活保護受給の決定をされたときに医療券ではなくて医療証というのを発行して、医療機関にかかる場合には、こうこうという理由で医療機関にかかりますと市に連絡をして医療機関にかかるのですけれども、一々市役所に来て医療券を発行していただく発行の手続が簡略化されると、あとは医療機関との関係は市のほうから連絡をして、医療証を提示をしてということで簡略化を図っている。そういう事例も出てきておりますから、伊達市の場合も現在医療券でやられていると思いますので、医療扶助費が減ったからどうのこうのということではなくて、全体に本当に医療を必要としている生保の方がきちっとかかれるような、それでなおかつ不正が起きないような形をどういうふうに担保しながらやっていくかという点では、いろいろ他市の事例なども調査しながら進めていく必要がある。あるいは、北海道全体としてやらなければいけない問題なのか、この辺はどうなのでしょう、伊達市として独自でそういうことができるのか、道なりと調整をしなければいけないのか、この辺はどうなのでしょう、医療証というのは。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

医療券の発行につきましては、委員ご指摘のとおり医療証でやりますと行政側の事務手続だとか、それから保護される方の手続も簡略化されて便利なことには間違いはないのでございますけれども、もう一方で、不正まではいかないですけれども、必要のない医療まで受けるおそれがありますので、窓口のほうに来ていただいて、事情をお聞きしながら医療券を発行するというほうが、不正受給というか、そういったものを防ぐためには今の方式がいいのではないかなということでは考えてござ

います。

以上です。

○委員（吉野英雄） 私が言っているのは、全国的な民間医療機関の団体の調査で、そういう煩雑な手続のために医療券の発行、もちろん医療券の発行がなければかかれないということでもないのかもしれませんが。直接行って、後で市役所に報告をしてということも可能ではありますけれども、一旦手続をしなければという複雑さといいますか、面倒さというのが実際に医療が本当に必要な方が医療にかかるのを押さえているというか、そういったことによる重篤化によっていろいろな問題が起きているということの指摘があるものですから、もちろん不正受給ですとか、それから不必要な医療にかかる必要はないわけで、ここをどう担保しながらやっていくかというようなことで、他市に実際にやっているところもありますから、そういう実例も踏まえた上で、そういったものをどうやって担保しながらやっているのかというようなことを調査されるべきではないかなというふうに思っております。これらについては、やるというふうなお答えはなかなか難しいのかもしれませんが、ぜひ検討していただくこと、あるいは調査をしていただくことを要請をして、質疑は終わりたいと思います。

○委員長（滝谷 昇） 暫時休憩をいたします。

休憩 （午前 1 時 4 5 分）

---

開議 （午後 1 時 0 0 分）

○委員長（滝谷 昇） 再開いたします。

民生費の続行であります。

○委員（山田 勇） 予算執行実績の概要の42、43ページでございます。その中の生活保護扶助費、その右側に平成23年度においては保護開始が43世帯、それから保護廃止が35世帯、これを見ましたら年々保護者がふえていくというのがわかりました。これも全国的、また我が市においてもこのような問題を抱えてまちづくりを進めていかなければならないということは残念でございますけれども、弱者を守っていくことも私たちの務めであると思います。その中で、大変すばらしいことで保護廃止、35世帯37名、この保護廃止においては自立をされていく方もたくさんおられると思いますけれども、その内容につきまして、今新聞等でさまざま書かれておりますけれども、不正受給とか、そういうものがあると思いますけれども、我が市においてはそういうものはないと思いますけれども、死亡、また自立していくという、その内容についてお聞きします。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えします。

廃止の理由の35件につきましては、一番多いのが死亡によるものでございまして16件でございます。それから、働きによる収入の増加ということで廃止になった件数が3件、その他市外への転出だとかもろもろありますけれども、合わせて35件という内容になってございます。

以上でございます。

○委員（山田 勇） わかりました。他市への移転というのがある程度あるということ、わかりました。それで、これは年々ふえていく予算規模、また決算規模になっておりますけれども、これに

ついて国の補助、そういうものがふえていっているのか、昨年度の実績、また前々年度の実績等を鑑みてどのように生活の補助をされていっているのか、その点お聞きして、終わります。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

扶助費の決算額につきましては7億3,000万ほどありますけれども、昨年、その前の年の22年度につきましては8億2,000万ほどで、大体9,000万ほど23年度は減ったという形になっています。これにつきましては、医療扶助が減ったという先ほどの話もちよっとありますけれども、長期入院者で医療費がかかったということが22年度ございまして、その分が23年度なくなりましたので、減っておりますけれども、年数経過を見ますと少しずつはふえてきているといった現状にございます。以上でございます。

○委員（小久保重孝） 何点かやらせていただきます。

まず、66ページ、67ページですか、以前ちょっと聞いていたかもしれませんが、社会福祉総務費の離職者の安心生活支援事業が予算が84万だったのですが、ゼロということでした。この中身についてご説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えします。

この事業につきましては、平成22年度までは住宅手当緊急特別措置事業ということでやってございまして、23年度からこの名称になってございます。これにつきましては、国によります第2のセーフティーネットということで、離職して住まいがなくなった方について住宅手当を支給して、求職活動に励んでもらうという意味でやってございますけれども、23年度84万ほど予算計上しました。それで、それまでの実績だとか1月以降の見込みなどを踏まえまして77万ほど減額いたしました。ですけれども、結果的に申し込みがなかったということで、実績がゼロということになってございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 申し込みがなかったということでございます。該当者がいないということなんでしょうか、もうちょっとその要件と中身についてご説明いただけますか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

中身につきましては、離職して職がなくなった方、それから条件としましては預貯金が単身者の場合は50万、それから複数世帯の場合は100万、これ以内の預貯金しかない方ということで条件がございまして、そういう方が申し込みがなかったということでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。

次は、68ページ、69ページ、地域生活支援事業の関係です。説明資料のほうで32ページ、33ページに地域生活支援事業、相談支援事業の件数が区分と人数、相談件数が書かれていて、例年ですとたしか詳細が掲載されていて、今回はそれが省かれています。件数的にはそんなに差異はないのですが、省かれた理由というのは何かあるのでしょうか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 申しわけございません。例年ご指摘のとおり、相談形態といたしますか、そういう面では記載してございましたが、表の簡素化といたしますか、見やすくするために省か

せていただきました。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 見やすくするために省いたということで、実際来所、訪問、同行、電話、ファクス、メールということで、いつもたしか電話、ファクス、メールは多いわけですが、この傾向としては相談件数の中身というのは特筆すべき変化というのはこのところの推移の中ではあるのでしょうか。要するに、この事業自体の成果といいますか、効果というものを考える上でどんな相談件数多くて、どんなふうに対応されているのかということところが少しその片りんでもわかればと思ったのですが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えします。

相談の内容につきましては、22年と同様、電話とメールによる相談が一番多いということで、1,600件ほどになってございますけれども、その内容につきましては一番多いのが健康、医療、年金、これに関することが730件ほどございまして、全体の20%ということになってございます。それから、次に多いのが本人の社会参加等に関することが720件、それから住宅に関すること540件、その他金銭授受、それから各種手続に関することということの内訳になってございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 今詳しく数字教えていただきました。それで、実際に相談を受けた後のアクションというところでは、十分というのは難しいのですが、その後相談の追跡といいますか、状況というものはどのように捉えていますか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えいたします。

相談を受けた後は、一番多いのが委託していますので、相談室「あい」のほうで受けて、それにつきましては、例えば就労の関係については就労支援相談のステージのほうにつなげたり、各種施設の申し込みについてはそっちの施設のほうにつないだりということで対応はしてございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 件数も多いので、対応が大変だろうなと思っておりまして、今課長の答弁ですと十分対応しているということだと思えますが、非常に少ない人数の中で対応されていると思うので、改めてこういった中身についてもぜひ確認をとといいますか、当然日々聞いておられると思いますが、人の問題とか、ぜひ確認をしておいていただきたいなと思っております。

それから、次は70ページ、71ページの保育所費であります。保育所費、歳入にかかわる部分で、滞納者というのが問題になっておりますが、保育費の関係の滞納に関して実態としてどのぐらいあるのかお聞かせをいただけますか。

○児童家庭課長（金子達也） お答えいたします。

滞納分でございますが、現年度分といたしましては、現年度分というのは23年度なのですが、29万1,520円です。あと過年度分といたしましては1,369万9,000円となっております。

○委員（小久保重孝） それで、配付されております監査意見書の中でも大変厳しい指摘があるわけですが、その指摘に対してどのように受けとめていますか。

○児童家庭課長（金子達也） お答えいたします。

滞納対策にいたしましては、本人に分納の計画を出してもらったり、あと窓口に来たときとかいろいろ相談に乗りながら、できるだけ納付していただくようお願いしているところでございます。今現在子ども手当、児童手当等から天引き等ができるようになっておりますので、それらの制度も活用しながら、できるだけ滞納を減らしていくという方向で考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 児童手当のこともあるので、もう少し何とかならないのかなとも思っておりますが、今お話がありましたので、そのことも含めて対応されているというふうに理解をいたします。ただ、ある面監査のほうから指摘をされているところというのは、ふだんの対応がしっかりしているのかというところがあるのかなというふうにちょっと感じたのです。要するに、今おっしゃったように分納というところの対応ですとか、いろいろと策は考えておられるのだろうと思うのですが、本当に一人一人に向き合って対応しているのかという点で、職員も少ないとは思いますが、そういった点でまだ努力の余地はないのかという点が監査意見から出てくるところだというふうに思っています、現状では頑張っておられる。ただ、これ以上の部分ではどういうことをこの結果から考えて望めるのかというところの目標といいますか、考え方というものをこの際お聞きをしておきたいと思えます。

○児童家庭課長（金子達也） お答えいたします。

滞納がふえてきているということは、非常に重く受けとめているところでございます。滞納者に対しましては、納期限が来るごとに督促状をお送りしたり、あと催告状をお送りしながら対応をとっているところと、先ほども申しましたが、窓口で対応したり、あと電話をかけて督促をしたりもしております。今後は、催告書を出してから一定期間たってから財産調査等もするというところで考えておまして、できるだけ滞納をなくするような方向で努力したいと考えております。

○委員（小久保重孝） これ対応が非常に難しいのは、ご承知のとおり子供が目の前にいて、その子供を預かってくれないということになれば当然仕事にも支障が出てくるということで、本当にある面もろ刃の剣といいますか、督促をすればするほどかなり厳しい状況に追い込むということにもなるのですが、ですからなおさら、私はだからそのままにしておけばいいということではなくて、1件1件、今おっしゃったように電話をかけるとかしかないかもしれませんが、ただ1件1件丁寧に対応していくことが大事なのだというふうに思うのです。ですから、そういったところはすごく嫌な役目だと思うのですけれども、それをしっかりやっただかかないとほかの方との公平性も当然とれませんし、結果としてそういった滞納者がほかのことに対しても非常に投げやりになっていくということにもなりますし、小さいことのように非常に大きな話だなと思っていますので、その辺は担当として今まで以上に対応をしっかりしていただきたいなと、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、次のページ、72、73ページに行きます。生活保護費の関係です。同僚委員からも指摘がありましたし、今もございましたが、医療扶助の関係で例年聞いておりますけれども、ジェネリックの関係の適用というのはこの年はどんな効果といいますか、数字として出てきているのかどうか、その数字というのは押さえているのでしょうか、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 効果につきましては、23年度につきましてはこの問題について委員会でもいろいろ質問がありましたけれども、実際のところなかなか難しい問題で、保護を受けている方の理解も得ながらということになりますけれども、それが得られないという中で、なかなか実績が上がってこないということでございまして、その効果についても押さえてはございません。

○委員（小久保重孝） 効果については押さえていないということでございました。それで、来年からになるのかどうかちょっとわかりませんが、聞くところによると生活保護受給者についてはジェネリックが標準になるということで、スタンダードになるということでちょっとうわさを聞いているのですが、これについてはお聞きになっていますか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） お答えします。

標準になるということまではちょっと私ども聞いていませんでしたけれども、国のほうではそちらのほうのジェネリックのほうを使っていただけるように進めていくということで、指導員を置いたりなんかしてやっていくような考えであるということは聞いてございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 一応そういう傾向にはなっていくようであります。ただ、問題は、例えば精神疾患の方なんかは高価な薬のほうが有効であるということは本人たちもよくわかっているわけで、薬局でも医師が示した薬よりもそっちをくれということまで言う方もいるようです。これ薬剤師さんに聞くとよくわかるのですが、自分のことなので、よくわかっているのです。生活保護の方だけではないのですけれども、ある面そのことが生活に非常にかかわるものですから、非常によく知識があって、そのとおり処方していくと大変な金額になっていくわけで、この辺は水際でもう少し何とかならないのかなというふうに感じております。ですから、当然ながら先生方との連携も必要かなというふうにも感じますし、医師の方と、さらには薬剤師との連携も必要なのかなと。さらに言うと、生活保護で医療を受けている方との面談などが可能であるなら、そういう方々でご相談をしながら、いかにこの費用を適正にかけていけるかというところが実際に請け負っている自治体としては責務というのが出てくるのではないかというふうに思っているのです。要するに現状の部分で、制度だからというわけですけども、現状の部分で地方の自治体がしっかりとその辺まで目配りができなければ、これはとても歯どめはかけられないのではないかという危惧をしております。ただそれは与えられた枠の中で今申し上げたような医師、また薬剤師、そして本人とのつなぎ役といえますか、または調整役というのは、これは実際に可能なのでしょうか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 可能かどうかと聞かれますと何ともお答えしづらいのですけれども、ジェネリック使っていただくような、例えばそういう方についてお話しすることは、ケースワーカーを通して協力を願う、承諾を願うということは可能かと思えます。

以上です。

○委員（小久保重孝） これについてはこれでやめますが、ジェネリックだけのことではなくて、要するに薬をもらいながら、もう飲まない、捨ててしまう、そんな方もいるように聞いています。これは現実に目の当たりにしたわけでありませんが、実際はそういうような状況で、本当に医療費というのがごみに捨てられるということはそのままにしておけないなと思っております。

ではいかにしてそういったことを防げるのかということは、今何度も申し上げました水際の部分で何か対策をとっていかなければいけないのではないかというふうに思っておりますので、そういった点もぜひしっかりと見ていただきたいと思います、そのように思っております。

それから、次は74、75ページに行きます。民生費の最後のページですが、高齢者等の緊急通報サービス事業がございます。これについては、今年度は185人の利用ということで、年々ふえているわけですが、実際に通報に利用された回数というのは押さえていますか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

回数的なものは、数字的にはちょっと押さえてございません。

○委員（小久保重孝） 実際に通報された利用回数については今は押さえていないということですが、今わからないのか、後でお聞きすればわかるのかというのはいかがですか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 資料を調べれば数字的なものはわかります。

○委員（小久保重孝） わかりました。それは後でもまた教えていただければいいので、そのことが大きな課題ではないのですが、改めてこの制度の事業を確認をさせていただくと、本人負担があるのですが、370円の12カ月で、年間通してか途中で解約されるケースもあって、4,440円の負担ということになっているわけです。ただ、公費からどのくらい出ているかということ、一般財源ベースでいくと1人当たり3万6,200円というふうになっていて、この数字が適正かというか、実際にこれがどういう数字なのかというところを押さえておかなければいけないのだなと思って要件を確認をすると、緊急時に通報手段の確保が困難な方という要件になっています。これについては、どんなふうを確認をされているのでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

緊急時電話等を設置している関係と、あとペンダントをお持ちの方おりますけれども、そういう方について本人が本当に異常を来したとか、そういう状況になった場合緊急ボタンを押すことによって、東京のほうにそういうオペレーターがおりまして、そのオペレーターから伊達の消防署のほうに連絡が来るような形になります。また、協力員という方がございまして、協力員も連絡をとって、駆けつけるようなシステムになってございます。

○委員（小久保重孝） システムについてはよく承知しているつもりです。ただ、緊急時に通報手段の確保が困難な方という要件はどのように確認をされているかということなのですが、これについてはいかがですか。

○福祉部長（三戸部春信） 基本的にはひとり暮らしの高齢者の方とか、本人が体調崩されたときに家族が緊急連絡とれないような基本的にはひとり暮らし、あるいは高齢夫婦で、ご家族はいるのですけれども、入院しているとか、そういう状況です。

○委員（小久保重孝） 今のお話ですと、ひとり暮らしというところから入っておりますが、必ずしも所得が低い方とか、財産のない方とか、そういうくくりで考えているところはありますか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 基本的には財産のない方という取り決めはございませんので、その状況によって対応するような形になってございます。

○委員（小久保重孝） 今お答えのとおり、特にそういう要件はないということでございますので、

ある面状況的にひとり暮らしで身寄りが近くにいないというところから適用されるということで、かなり幅広く設定をされているのですが、ただ一方で今申し上げたように一般財源の持ち出しの部分がこれが適正かという点がちょっと私たち議員も考えなければならないのだなということは改めて決算の数字を見ながら感じました。要するに、この制度にかわるものを考えるべきではないかということなのです。機械管理の中で委託をする、どこかの事業者に委託して、通報があって、それが連絡がまた来るというようなシステムなのですけれども、ただ本来もしかしてネットのように人と人とのつながりを持ちながら、いかにしてみんなの安心、安全を確保するかということになりますので、これはもう一度適用要件はしっかりと見直しをする必要があるのではないかと考えています。というのは、セコムの契約をされるだけのお金を持ちながらも、このサービスがあるということでこの契約をされるという方もおられるように聞いています。ですから、ある面民間のサービスを使えるのであれば、それは使っていただいたらいいわけで、行政が手助けをする必要性はないのかなというふうに感じました。最初のうち、サービスが始まった当初はまだ新しいものということで、どんどん、どんどん推進をというふうな話もさせていただいたこともありますが、ある面微増とはいえどんどんふえていく可能性が高いということと、いつまでもこのサービスを行政が負担していくことが本当に適正かという点ではやっぱり見直しの時期に来ているのではないかというふうに思うので、その点について改めて部長のほうからご答弁いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（三戸部春信） 確かに委員おっしゃることはすぐわかります。それで、今いろんな安心、安全確認というシステムのなも民業としていろんなことが出てきていると思います。あとは、先ほどおっしゃいましたけれども、確かに生活実態だけをとらえて、所得とかは余りとらえていませんので、いろんなことを考えていかなければならない時期に来ていると思います。ただ、これはこれで一件でも二件でもそういう緊急時対応ができていれば、命にかかわることですから、なかなか一遍にということにはならないかもしれませんが、いろんな新しい技術開発も進んでいると思いますので、その辺もいろいろ調べながら今後のことを検討したいと思います。

○委員（小久保重孝） どうぞよろしくお願いします。

あと、最後ですが、老人ホーム費です。養護老人ホーム運営管理委託料、これもいつものことですが、事業は大変すばらしい事業だということで、私もいい事業だと思っておるのですが、この入所者の負担金というのがございます。これ1区分から39区分まであるのですが、その区分で一番多い区分帯というのはどの区分になるのか、教えていただけますか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 区分帯、実際潮香園におられる方はこの措置費の方で負担という形になりますけれども、区分を分けて集計をしたものはちょっと手元にございません。申しわけございません。

○委員（小久保重孝） 決算なので、そういう当然の資料はぜひ集めておいていただきたいなというふうに感じます。では、概算、実際のところではなくていいですから、現実的にはどのぐらい負担している方が多いというふうに聞いていますか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 所得が低くて入る方が結構数ございますので、極端な話ゼロという

方も結構おられるような形になります。最高というか、高い水準の方はそんなにいないと思いますけれども、どちらかという低い水準の方がいるような形でございます。

○委員（小久保重孝） 低所得の方のためにこの施設はあるというふうには私は思っております。入所されている方で長い方で何年ぐらいの方がいるのかというのをご存じですか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 正確には把握していないのですが、24年ほどの方がおるといふふうには聞いておりました。

○委員（小久保重孝） 正確ではないけれども、24年の方がいるということで、20年以上ということで、その中には聞くところによると年金の受給によって非常に蓄えがふえる方もおられるように聞いております。そのことは、当然受け取る権利があるわけですから、どうこう言うものではないのですが、先ほどおっしゃったような所得のない方、本当に低所得の方の施設ということの中で、年金の取り扱いというのがどうあるべきなのかということを考えさせられたわけです。ある面お亡くなりになったときに年金の受給に関して家族が相談しているような、そんなこともあるようでございますが、私たちの市でやっている老人ホームと年金制度の間でサービスという点でおかしいのではないかとこのようにちょっと感じる場所があるのです。これは、かといって年金を全部収入とみなして、もっと入所料を高く取れということにはならないのだと思うのですが、ある面その辺の中身まで再検討する必要があるのではないかとこのようにちょっと感じたのですが、年金まで含めた中で入所の費用の先ほどの区分というものを見直すといえますか、検討し直す余地というのはあるのでしょうか。

○福祉部長（三戸部春信） 収入によって費用区分決まっています。それで、年金収入、これも丸々ではないのですが、年金収入から必要な社会保険料、それと医療費の自己負担、そういうものを引かせてもらって、その年度の収入という捉え方しています。ですから、年金が多ければ、基本的には利用者負担も高くなると、そういう仕組みになっています。それで、一応国の基準に基づいたような基準表になっていまして、当面見直す考え方はないのですが、年金収入でもそういう金額によって負担額は変わってきています。それと、残高が多いことについて云々というのはなかなか難しいところがあると思います。それと、全く無年金の方も養護老人ホームには入ります。そういう方については、当然利用者負担もありません。そういう方については、日用品費ということで、月額わずかですが、措置費の中からお小遣い程度を出していると、そんなような状況です。

○委員（小久保重孝） 取り扱いは非常に難しいと思っております。今おっしゃったように、年金の中から入所費を出していただいているところもあるわけですが、もちろん多額ではなくてです。でも、一方で、市は先ほどの緊急通報システムではないですが、市として費用を出しているという側面があって、それがほとんどなのです。それで成り立っている。では、何を私たちはやろうとしているのかということなのです。入れる方も少ない中で、どう適正に弱者を救えるかという点でちょっとおかしいのではないかなという方もおられるわけで、それが入所時にわかるものなのかどうか、それはちょっとわかりませんが、ただ改めて入所される方の状況はしっかりと確認する必要があるのかなと。もちろん当然要件があって、厳しいとは思いますが、ただ残された

年金のために家族が集まってくるような状況もあるやに聞きますので、そういう状況を考えたら、では家族が面倒見れないのかということにもなります。ですから、この辺もちょっと厳しく見ていかないと、受けるべき人が救済されないということになってしまいますので、このことは意見として付させていただきますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 先ほどご質問ありました緊急通報サービスの件数の関係なのですが、お答えいたします。

総件数は254件ございました。それで、誤報が125件ございます。真報が19件、あとその他というのは相談件数だと思います。相談件数が110件ということで、トータル254件ございました。

以上でございます。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） 委員長として説明員に申し上げます。

今の審査過程の質疑の過程で委員の皆さん方承知されたように、決算委員会として当然資料として用意していなければならないものが用意されていないことが見られました。明らかにこれは説明員の準備不足ということと言わざるを得ません。ある意味議会軽視というとられ方をされかねない現象が見られます。後ほど議長からも多分そういう旨の執行側への申し入れあるかもしれませんが、ぜひこれからの決算審査の過程においてそういうことが少しでも減るように、説明員に対して努力を求めておきます。

ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、民生費についての質疑を終わります。

次に、第4款衛生費、74ページから79ページまでの質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 決算書の76、77ページの健康管理費に関連してお伺いをいたします。番号は8番の健康増進事業と、それから13番の大腸がん検診推進事業についてでございます。いずれも第2回定例会で国の方針を受けて追加された内容です。40歳から5歳刻みに5段階、60歳までの市民、どちらもですけれども、それぞれ2,500人を対象に検診の促進を図って早期発見につなげるという事業だというふうに説明を受けております。それで、予算執行の概要を見ますと、49ページに書かれている一覧表に健康づくり等の状況ということで、肝炎ウイルス検診、それから大腸がん検診についてそれぞれ回数と延べ人数が載せられておりますが、ここの表に載せられているのが健康増進事業の肝炎ウイルスと、それから大腸がん検診の受診者数の結果だということでよろしいでしょうか。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えいたします。

健康増進事業に含まれております肝炎ウイルス検査の事業でございますが、説明資料の数字につきましては、これまでこの肝炎ウイルス検査事業につきましては平成14年度から始まっております。先ほど委員おっしゃいましたとおり5歳刻みの40歳以上の部分について平成23年度から実施しているものでございまして、昨年度実施している肝炎ウイルス検査の数につきましては23年度にお

きましては資料に書いてありますとおり922名が受診しておりますけれども、このうち769名が5歳刻みの個別勧奨方式によって保健センター及び医療機関において受診をしている数字でございます。続きまして、大腸がん検診推進事業のほうの数字でございますけれども、こちらのほうの数字につきましては、資料に入っております大腸がん検診の数字につきましては市が市民を対象に行っております40歳以上の男性、女性のがん検診の数が含まれておりまして、大腸がん検診、40歳以上で5歳刻みの個別勧奨の人数につきましては合計で受診者が669名という数字になってございます。

○委員（吉野英雄） わかりました。個別勧奨の部分については、この中の内数だということですね。それで、当初の個別勧奨の最初の説明資料によりまして、市民2,500人を対象に個別勧奨を行ってという表記がありました。2,500人に対して個別に勧奨したけれども、受けたのは肝炎ウイルスのほうは469人であって、大腸がんのほうは669名だと、こういう押さえでよろしいのですよね。それで、それをもとに質疑を進めていきますが、40歳から5歳刻みに個別勧奨を行うというのは、これまでの肝炎ウイルスの検診では不足しているといえますか、肝炎ウイルスが広まっていることに鑑みて国が新たな対策として打ったものだというふうに承知をしておりますが、それによりましてこの2,500人対象というものに対して勧奨自体は2,500人に対してそれぞれ行ったという押さえでいいのですよね。それに対して応募したのが469名ということですので、この辺の実際に目標としていた2,500人にたっではないということについては、その原因や要因などについてはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えさせていただきます。

対象人数が両方とも2,500人程度でございまして、保健センターといたしましては23年度に補正ということで重点的に取り組む事業として取り組んでまいりました。肝炎ウイルス検査につきましては、例年7月上旬に行っておりますエキノコックス症の血液検査と一緒に実施させていただいて、保健センターで実施できなかった方については伊達赤十字病院の健診センターにおいて受診をできるという仕組みをつくりまして取り組んでまいりました。当初肝炎ウイルス検査につきましては2,500名の対象者の方に対しまして、まず保健センターで7月に3日間、午後の4時から午後7時までということで、平日でしたけれども、平日3日間、勤務時間を終えてもおいでいただけるような体制で検診をするということでご案内をさせていただきましたし、たしか9月からだと思いますけれども、伊達赤十字病院の健診センターで事前申し込みをしていただきますと健診センターの開所日の月曜日から金曜日の平日にウイルス検査を受けられるという体制を整えて個人通知を行っております。年がかわりまして2月1日現在で未受診者の方に再度勧奨するという取り組みを行ってきた成果がこの人数でございまして、23年度からできた事業でございまして、24年度も取り組んでおりまして、こちらについても未受診者がないように一生懸命努力をしてみたいというふうに考えているところです。また、大腸がん検診につきましては、保健センターで実施しました集団と言われている検診については9月の下旬に、これについては同じように午後4時から午後7時までで金曜日、土曜日、日曜日、月曜日という4日間の日程でさせていただいて、先ほど言ったとおり4時から晩の7時までという受診体制で実施をしております。引き続きまして、同じく伊達赤十字病院の健診センターで事前予約をいただいた上で、検体を持って行って検査を受けるという体制

を整えて取り組んでまいりました。こちらにつきましても、再度年が明けて2月の上旬に未受診者の方を対象に受診勧奨をさせていただいたところであります。市民の方からは、たまたまちょっと、勧奨を2回ももらったのだけれども、受診することができなかつた、大変申しわけないというようなお言葉もいただいておりますし、肝炎ウイルス検査、大腸がん検診につきましては簡単に検査を受けられるようにということで、肝炎ウイルスにつきましては簡単な問診票等を事前にお送りさせていただいて、体だけ来ていただければ採血をして検査をするという体制を整えておりますし、大腸がん検診につきましては違う日にちで2日分の便をとっていただきまして、それを検診日持ってきていただくというような体制で、2,500人皆さんに2日分の採便キットを事前にお送りするという取り組みをしながら、受診率を上げるよう努力してきたところでございます。

○委員（吉野英雄） 努力をされているということについては承知をしておりますけれども、なかなか当初の目的、目標としたところまでまだいっていないということで、24年度もこれは継続して行われるのかなと思いますが、大腸がんのほうが多いというのは、これは多分キットを事前に送って、それを持参すればオーケーということなわけですが、肝炎ウイルスの場合は血液検査が入ってまいりますから、行って血液をとるということになりますと、本人が当然その時間帯に行かなければいけないということで、この時間帯の設定や曜日の設定などをもうちょっと工夫してみる必要があるのかなというふうに思います。もちろん時間帯を移したり土日にやるとなれば、当然それに付随する事務経費や何かが、当然人件費もかかってきますから、これどうするかという問題はありますけれども、当初目的の2,500人を達成した上で、その中で要精検がどのぐらいいたのか、要医療となった方がどのぐらいいたのかという傾向が、2,500人に対して469人では全体の傾向がつかみ切れないと思うのです。ですから、より受けていただく方を多くするためにどうするか、この辺はもちろん予算との関係もありますから、むやみやたらに日にちを土日つくるといってもいかないでしょうけれども、やっぱりそういう工夫をして、できるだけ対象者が来れるような形、自分の健康のことですからということはあるでしょうけれども、仕事の関係ですとかでなかなか受けられないというような事情の方もいらっしゃるでしょうから、そういう方に対してでもできるだけ受けれるような、そういう体制をつくっていくべきかなというふうに思っております。それで、決算資料の成果の概要によりますと、肝炎ウイルスの検診で922人、このうち内数が469ということでしたから、この中で要精検24となっておりますけれども、個別勧奨による要精検の数とかというのはわかりますか、それから大腸がんについても。

○保健センター所長（紺野哲也） 済みません、数字なのですが、肝炎ウイルス検査の合計受診数が922名中、5歳階級刻みの個別勧奨については769名というふうにご理解いただきたいと思います。まず、肝炎ウイルス検査の769名の5歳階級別の個別勧奨で受けた皆さんのうち、要精密検査対象者につきましては23名の方が、769に対して23名の方が要精検というふうに出ております。それから、大腸がん検診につきましては、5歳刻みの個別勧奨で669名の方が受診いただきまして、要精検については数は今手元に持っておりますけれども、精密検査を受けていただくよう、うちのほうで対応しているところでございます。

○委員（吉野英雄） 後で大腸がん検診のほうも、終わってからで結構ですから、教えてください。

それで、肝炎ウイルス検診では769名中、要精検になったのが23人ということですので、これは個別勧奨をやって検診した結果、早期に要精検が見つかったということでは大変成果としては上がっているのではないかなと思います。ですから、ぜひとも目標としたところまで受けてもらいたいと、市民にぜひ受けていただいて、できるだけ早期発見して、医師の指導を受けたり、そういうことが必要ではないかなと思いますので、先ほど申し上げたように対象となっている方がこの検診をより受けやすいような形での取り組みを今年度24年度ぜひ進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。これについては、要望だけでいいです。返答いただかなくても大丈夫です。

○委員（小泉勇一） 76ページと77ページの環境保全対策費の中で3点ほどお尋ねをしたいと思います。1点目は、廃止鉱山の鉱害防止事業、これ受託事業だと思うのですが、歳入では2,721万9,000円ありまして、ここの決算の歳出の資料では2,605万9,540円ですから、差が115万9,000円ほどあるのですけれども、これはどうしてなのかお尋ねしたいと思います。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

廃止鉱山の鉱害防止事業につきましては、北海道、国を通じまして補助金を受けながら実施しております。それで、実際入ってくる歳入につきましては、事務費が上乘せになって入ってきております。それで、歳入と歳出の差につきましては、事務費の約120万という経費になっております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 120万ということになるとかなりの事務費だと思いますけれども、そんなに事務費がかかるのですか、具体的にはどんなのに120万かかるのか教えていただきたいと思います。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

事務費の一つとしましては、職員の旅費ということで、毎年検査がありますので、旅費のほうは4万程度です。あと、残りにつきましては、市の職員が定例的に月何回か鉱山のほうの見回りのなものも行っておりますので、その年間です。約2人で回るような形となっております。その分の人件費相当分について事務費ということで見ていただいております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 聞くところによりますと、年々伊達の事業の費用が減るのです。それで、行って働いている人たちの労働条件なんか余りよくないようにも聞いています。そんなことからいくと、事務費の120万ほどですか、余りにも多過ぎるような気がするのですけれども、素人考えで申しわけないのですけれども、せっかく受託料が多く来るわけですから、鉱山に行って働く人たちの待遇改善や何かもあるものですから、そちらのほうに向けれるものだったら向けてやれないかなという考え方があるわけですが、その辺についてはいかがでございますか。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

国、道を通じました補助事業ということで、それなりの基準があります。それで、要は事業量、例えば脱水ケーキの関係ですとか、そういった事業量に見合って、その基準に基づきまして委託業務費ですか、そういったような積算になるものですから、今委員ご指摘のような形がどこまでとれるかわかりませんが、来年度に向けては積算の段階で道のほうともちょっとお話ししてみたいと思いますので、以上といたします。

○委員（小泉勇一） わかりました。よろしくお願いをしたいと思います。

2点目は、公害関係測定等委託料というのがあるのですが、これはどのような関係の測定をされるのかお尋ねしたいと思います。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

公害関係測定等委託料の内容であります。大きくは4点となっております。それで、まず河川海域採水及び水質分析業務委託ということで、こちらは市内の河川、海域につきまして採水と水質分析、これを業者委託しております。それと、使用燃料硫黄分分析業務委託ということで、北電と北海道糖業、こちらの使用燃料について毎年硫黄分の分析を行っております。あと、環境騒音と振動測定業務ということで、これにつきましては年1回ですが、それぞれ道路に面する地域ですとかそれ以外ということで騒音測定を行っております。最後、北黄金の水質検査業務ということで、これにつきましてはこちらの河川の下流域で水質の検査を行っております。

以上、大きく4つの業務ということになっております。

○委員（小泉勇一） そうしますと、北電と北海道糖業の燃料、北電については、これは始終使われていますから、毎年測定しなくてもそんなに影響もないのではないかと思いますし、それから北海道糖業は、これは燃料といっても恐らくボイラー関係でしょうから、そんなに委託して毎年調べなければならないような根拠と申しますか、理由と申しますか、そういうものがあるのかどうかお聞かせいただきたいと思っております。それが1点です。

それから、今お答えがありました。その中で聞きますけれども、北黄金の川の水質検査というのですけれども、これは毎年検査されているのであれば、改善されているのか、あるいは悪くなっているのか、単に測定していますというだけでなく、そのあたりもわかれば教えていただきたいと思っております。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

まず、使用燃料の関係ですが、事業所のほうは、使用に当たって自主測定ということで事業者みずからそれぞれタイミング見ながら行っております。それで、市のほうが行っておりますのは、公害防止協定、これに基づいて年1回、市のほうも立ち入りと申しますか、そういうような形で実施しているというものです。

それと、あと北黄金川につきましては、先ほど言いました河川のほう、そちらのほうに含めた形で実施しております。

以上です。

○委員（小泉勇一） それで、水質が改善されているのか、悪くなっているのか、そのあたりちょっとお尋ねしたいと思います。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

北黄金川につきましては従来から測定いたしておりますが、生活環境項目ということで、BODですとか、そういった数字について測定しております。それで、以前から大腸菌群数で数字が飛び出ることがございます。それで、こちらのほうも今のところは測定を継続的に続けているということで、詳しい原因等の調査も今のところ市のほうで行っている状況ではありません。ただ、大腸菌

につきましては、採水の時期の水量ですとか、そういったものも影響する部分があるものですから、今後とも状況を確認しながら、数値が異常であれば何らかの形で対策とるような形で進めていければなということ考えております。

以上です。

○委員（小泉勇一） もし異常な数値があれば、何らかの対策を講ずるように、単に測定だけでなく、測定した結果どうするかというのが測定の目的だと思われまますから、お願いをしておきたいと思えます。

それで、3点目は、10番にその他の環境保全対策経費というのがあるのですが、この中身は何なのか教えていただきたいと思えます。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

その他の中身の大ききは、昨年環境パトロール車、こちらの公用車の入れかえを行っております。その経費が大きくなっております。それと、あと残りにつきましては、旅費が2万ほどと、あと需用費、事務費関係で16万ほどの支出になっております。残り分については、公用車の購入に当たった分ということで説明いたします。

以上です。

○委員（小久保重孝） こちらのほうも何点か確認をさせていただきます。

まず、74ページ、75ページの保健衛生総務費、一次救急医療確保対策事業委託料でございます。夜間、休日等の急患患者の医療確保ということで毎年予算が計上されています。この年の受け入れ状況というのですか、利用者数、その辺について簡単に結構ですから、お知らせください。

○保健センター所長（紺野哲也） 一次救急医療確保対策事業委託料の利用状況でございますが、平成22年10月から23年9月までの診療実績でございますが、利用総数が3,651人、このうち伊達市民の方が2,849人という形で利用している状態となっております。

○委員（小久保重孝） 3,651人で、市内の方が2,849人ということで押さえました。それで、よく問題になっているいわゆるコンビニ受診ということについてどのような統計的な数字が出ているのかなのですが、この辺については数字として押さえられますか。

○保健センター所長（紺野哲也） まず、1次救急医療でございますけれども、平日の夜間、午後7時から10時までと土曜、日曜、祝日の昼間の部分で入院、手術等を要しない緊急の疾病等に対応する治療を行うという状態で実施させていただいております。コンビニ受診の有無については詳細までは把握しておりませんが、医療の必要があるということでお見えになっているということで理解しておりますし、私ども保健センター及びこの事業を一緒に行っております胆振西部3町についてともに、通常症状があれば診療所、病院等がやっている昼間の診療時間中に受診することを心がけて、夜間急病センターの利用については急病等のみということで広報等をして、声かけ等行っているという状況でございます。

○委員（小久保重孝） これがコンビニ受診だということは確かに認定しづらいでしょうし、そんなことも言えないわけですが、今先回りしておっしゃっていただいたように、そういうことがないように市民周知を図っているということでございますが、もう少し踏み込んで、私心配をし

ておりますのは担当された医師の方のモチベーションも下がってしまうということもあります。市として、市民が利用するというこの中でこのサービスが非常に大事だということで、もちろん続けていきたいのですが、ある面受け入れる医師の方のこともございますから、こうした中で情報交換をして、しっかりと数字といえますか、内容について承知をしておく必要があるのではないかとこのように感じたのですが、それはなされていますか。

○保健センター所長（紺野哲也） 1次救急医療の受診の状況でございますけれども、伊達市が中心となりまして、胆振西部1市3町の自治体において胆振西部医師会のほうに委託をして運営をしているところでございまして、医師会のほうと意見交換をしながら留意点等をお聞きしておりますし、具体的に夜間急病センターの後方支援の医療を担っていただいております伊達赤十字病院等とも意見交換をしながら、ポイント等を押さえながら対応していきたいと考えております。あと、委員おっしゃったとおり、夜間急病センターは平日の部分につきましては胆振西部医師会の市内で開業されているお医者さんが当番で担っていただいておりますし、土曜日、日曜日、祝日については出張医、それから伊達赤十字病院の先生という形で、土曜日、日曜日、祝日の部分につきましてはちょっと負担がかかっているという状況については把握しているところでございます。

○委員（小久保重孝） 本市においては、できるだけ医療費を抑えていくということもございまして、ある面適正に受けられるべき人が受けていく医療の確保というものも図っていかねばならないというふうに感じております。その上で、今センター長からは、内容については今ここでは開示できないけれども、内容は聞いているということで、十分承知はされていると思っておりますが、そういった押さえられている情報をオブラートに包むのではなくて、もう少し市民に対しても訴えていっていいのではないかとこのように感じております。全く個人情報ということではなくて、傾向としてはそういう傾向が強くなっていると思っておりますので、そのことを市民に訴えながら、みんなで負担しているということを理解していただくことが大事だと思っておりますので、その点について1点だけちょっと意見をさせていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、同じ項目の中の16番、大滝区の歯科診療所の開設費補助金が新規の項目で上がっております。7月から週2回ということで開設するというところでございましたが、これは当初の予定どおり診療が行われているのかだけ確認をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

開院のほうですけれども、平成23年の10月から開院されてございます。開院日は、木曜日、それから日曜日となつてございまして、24年の3月までで延べ806人が受診してございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 開設されて、それだけの方が診療にかかったということで、よかったと思っております。これは引き続き進めていっていただくということで、ずっと担っていただければいいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

それから、76ページ、77ページにいきます。環境衛生費の中の有害鳥獣駆除経費でございます。これも毎度やらせていただいておりますけれども、昨年に比ばまして決算資料から見させていただくとエゾシカの部分では475頭と前年に比べて1.5倍増ということでございます。ここで確認をしな

ければならないのは、駆除の状況の確認というのはしっかりなされているのかどうかという点です。これは、当初からそういった点がしっかりなされていないと、この支出というものが適正かどうかということの判断にもなりませんので、その点についてはしっかりやられていると思いますが、いかがでしょうか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 有害駆除のエゾシカの駆除の確認でございますけれども、委員ご指摘のとおり、以前はいろいろと問題がありましたけれども、今は毎月の実績報告書の中には捕獲時の写真、これは捕獲場所のわかるものということで写真をいただいております。それと、あわせて捕獲したときの鹿の尾っぱ、これについても必ず提出していただいている。それ以外に、私ども担当として四六時中見ているわけにはいきませんが、月に1回か2回、捕獲したという報告を受けまして、現場に赴いて一応確認をしております。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。毎度は無理だけれども、月に一、二度は、これは直接課長が行って確認をされているということでございます。それで、そもそも有害鳥獣駆除は何をやっているかといえば、農業被害に対する対応でございますが、エゾシカだけではなくて、これだけたくさん駆除をしていただいているのですが、実際農業被害というのはこの年、前年に比べて少なくなったのかどうか、その辺についてはどう押さえていますか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 農業被害でございますけれども、22年度から比べますと横ばいになっております。大滝区も伊達市内も横ばいになっております。実際これだけの鹿が今捕獲されておりますので、どのぐらい減ったかということは目に見えてはございませんけれども、これはある程度駆除をしていかないと減らないというふうに私どもは考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今横ばいという報告がありました。これは本市だけの問題ではなくて、道内どこも大変多くの鹿に悩まされているという実態もございます。本当に頭数がふえているという中で、ここ数年本市も取り組んできているわけでありまして、横ばいということは少し残念な感じもいたしますが、それでも実績を上げているということの評価しなければならないのかなというふうに感じております。

それと、これも以前から進んでいるのかどうかということがございましたが、狩猟免許の取得者というのはふえたのかどうか、これについてはいかがですか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 今有害鳥獣の駆除につきましては、伊達市内、それから大滝区、地元猟友会をお願いをしているところでございます。それ以外につきましては農業者みずからが免許を取得して捕獲しているというのも実態でございます。それで、人数でございますけれども、ことしの8月末現在で伊達市内で39名の方が免許を取得しております。伊達地区では31名、大滝区では8計ということで免許の取得をいただいているというのが実態でございます。

○委員（辻浦義浩） 今有害のほうのエゾシカの件ありましたけれども、カラスについては余り結果が出ていないような気がするのですが、たしか昨年度の決算委員会でもカラスについて出ていまして、カルチャーセンターのほうで何か新しい装置で試験をするということで、相変わらず伊達市

内に夕方になると大量のカラスが来まして、最近はグルメ街のほうにも大量に来て、非常にまちが汚れている状態でございますけれども、その辺については何か進展はあるのでしょうか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 担当としてもかなり頭の痛い問題でございます。空を飛んでいるものですから、つかむということは至難のわざでございます。猟友会にもお願いはしているのですが、なかなか猟友会でも、今鹿のほうにちょっと力を入れてもらって、カラスには力を入れていないというわけではないのですけれども、そういう実態でございます。ただ、ことしの2月ぐらいですか、開拓記念館で有害鳥獣の忌避装置、これを試験的につけさせていただきます。あの周辺については一定の効果はあったというふうに私どもは把握しておりますけれども、実際あの装置をつけるとなると莫大な費用と、それから広大な面積が要るものですから、その辺についてはちょっと今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

〔何事が呼ぶ者あり〕

○環境衛生課参事（菊地洋文） あと、信金の本店の交差点、あの辺がかなりカラスが電線にとまって、歩いている歩行者や何かにカラスのふんが落ちるということで、昨年と、それからことし、先月8月に北電のほうで電線にカラスがとまらないような仕掛けをしていただいております。これにつきましても来年以降もつけていただくように市のほうからは要請をしております。

以上です。

○委員長（滝谷 昇） 暫時休憩いたします。

休憩 （午後 2時20分）

---

開議 （午後 2時30分）

○委員長（滝谷 昇） 再開いたします。

衛生費の続行であります。

質疑を求めます。

○委員（菊地清一郎） 浄化槽整備費に関してお伺いします。78、79、そして説明の概要は51ページになります。23年度の浄化槽整備事業決算として1,911万というふうに出ております。23年度の予算では3,119万ほどになっておりますが、この差額が1,208万ほどございます。非常に大きな差額が出ていますけれども、この辺の現状、考え方どうなったのかお伺いしたいと思います。

○下水道課長（黒川弘司） お答えいたします。

当初予算で38基予定しておりましたけれども、現実的には23基の実績しかありませんでした。これにつきましては、当初このぐらい、今現在浄化槽のほうの設置がかなり進むのではないかとということで38基考えておりましたけれども、現実のところ申し込まれる方が少なく、23基という形でこの金額になっております。

○委員（菊地清一郎） 予算の中で38基、今回が23基ということで、15基ほど、その差額が1,200万ということですが、非常に金額的に大きいのかなというふうにちょっと感じたものですから、それで来年度も同じような件数の予算を考えられますか。

○下水道課長（黒川弘司） この実績を踏まえまして、24年度はこれにつきましては少し落として32基という形で予算を計上してございます。

以上です。

○委員（菊地清一郎） 余りにも金額が大きいですから、落としていくのが当然かなというふうには思いますが、それでちょっと考え方だけ確認したいと思いますが、要するに下水道の整備地域外で浄化槽を整備していくという考え方だと思うのですが、今後伊達市内の整備状況を考えるときに、浄化槽の整備地域がふえていくという考え方なのか、その辺どのような形になっておるかわかりますか。

○下水道課長（黒川弘司） お答えいたします。

下水道整備、今現在処理場で行う下水道整備の認可区域拡大しまして、ある程度下水道ができる区域と、それから今後において下水道が進まないで浄化槽で整備していく区域というのを一応考えて分けてございます。その浄化槽のほうの整備で行う区域について水洗化されたいという人については浄化槽で水洗化されるのですけれども、その地区の人について今後においてもどんどん浄化槽の整備が進んでいくのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員（菊地清一郎） わかりました。

それで、あと1点ですが、衛生上でお尋ねしますけれども、浄化槽といえども放流水が出るのです。その放流先というのは今現状どのようなところが放流先になっているのか、そしてまた今後考え方としてどのような、放流先がきちんとなされているのか、その辺ご検討なされておるのでしょうか。

○下水道課長（黒川弘司） お答えいたします。

浄化槽の放流先につきましては、道路の側溝、あと河川、あとそれがなければ地下浸透という形の方法もとられております。浄化槽の処理水につきましては、ある程度BODの値が決められておりますので、BOD20以下ですか、一応その基準が決められていますので、放流水についてもある程度きれいな水ということで一応考えてございます。

以上です。

○委員（菊地清一郎） 今道路の側溝、もしくは地下浸透ということのお話でしたが、BOD20以下ということではありますけれども、地下浸透する場合、地下水の汚染というか、そういう問題を考えたときにBOD20以下でよろしいのでしょうか。

○下水道課長（黒川弘司） 浄化槽の設置の地下浸透の許可を与える段階において、30メートル以内に井戸がある場合は許可を与えないということでうちのほうの基準で決めております。

以上です。

○委員（菊地清一郎） それでは、30メートル以内に井戸がないということで一応確認をしながら浄化槽の許可を出しているということでよろしいですね、わかりました。

以上で終わります。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、第5款労働費から第7款商工費、78ページから89ページまでの質疑を願います。

○委員（山田 勇） 78、79。委員長、先ほど大変失礼しました。字が小さくなって、何だという感じだったのです。申しわけありませんでした。

それで、シルバー人材センター補助金1,522万です。この問題は私は余り追及したくないのですけれども、その中で今この方々、会員の皆様はどういう身分で会員となってさまざまお仕事につかわれているか。二、三日、厚生大臣がさまざまな保険の適用の問題をお話ししていましたけれども、一応今会員の皆様はどういう身分を持って仕事に従事されているか、その点ちょっと初めにお聞きします。

○経済環境部長（的場重一） お答えを申し上げます。

それぞれ会員の方は事業主という位置づけになっております。

○委員（山田 勇） それで、事業主として私も認識していたところでありましてけれども、その中で確かに仕事上さまざまな仕事の中でけがをされたりします。そのとき労務災害が適用されない。これは、事業主というのはそういう労務の災害のときに労災認定というのが難しい。ただ、私のちょっとした考えでありますけれども、事業主も労災の手続をするとある程度そういう問題を解決できるのではないかと思いますけれども、その点ちょっとお聞きします。

○経済環境部長（的場重一） お答えを申し上げます。

今シルバーのほうでどういう事案があって、そういうケースが具体的にあったかないか、労災の適用を受けた、あるいは受けなかったということ、具体的な事案を実は承知はしておりませんが、ここ何日かで話題になっているニュースは承知をしております。私どものシルバー人材センターでいいますと、全員に実はシルバー保険というのを掛けておりまして、工作中あるいは通勤途上の傷害保険という格好のものは掛けているというふうになっております。

○委員（山田 勇） 労災と別にそういう保険を掛けていらっしゃるということで、それを聞いてある程度安心いたしました。このように五、六万の年金生活者がそのように困窮しているときに、少しでも仕事があることが大切でございます。また、それと同時に安全、安心して仕事に従事されることも望ましいことであり、今部長が言われたように保険がある程度掛けられている。それは、労災とまた違う問題だと思いますけれども、その点よくお話しされて、これからの人材派遣センターの高齢者に対するより以上の従事の方角をつくっていただきたいと思っております。

終わります。

○委員（小久保重孝） まず、同じなのですが、78、79、シルバー人材センターの関係でございます。今ちょっと同僚委員とやりとりしておられて、心配はないということだったのですが、23年の数字の中で今回問題になっているのは、国民健康保険の方はいいけれども、それ以外の方で扶養に入っていて保険を使われている方については適用がされないということで、今回訴えが出ているわけですが、訴えまでいかないまでも、そういう事例があったのか、事案があったのか、そのことについて承知はされていますか。

○経済環境部長（的場重一） 具体的に承知はしておりません。

○委員（小久保重孝） 突然最近のニュースということなので、今同僚委員もお聞きをしておりますし、深くやりませんが、改めて私もこういう事案があるのだなということ、本市の場合は国保の加入者が多いというふうに感じてはいるのですが、場合によっては家族の扶養に入っているケースもあるのかなというふうに思いましたので、改めて確認をされたらいいのかなというふうに感じておりました。その点については、一度よろしくお願いをしたいと思います。

それから、シルバー人材センターの関係で先日ある事業者の方から、先ほどお話があったように事業者の集まりでございますので、さまざまな事業を展開しているということはすばらしいのだけれども、ある面事業を現役で行っている方には非常に影響があるというケースがあると。影響があるというのは、具体的に言えば例えば運送業、引っ越し屋さんなどで個人事業でやっている方がある仕事を介してシルバー人材センターさんと価格競争になるのでしょうかね、そうすると当然シルバーさんのほうが安いということで、負けてしまうわけです。経済活動ですから、これは仕方ないと思えるべきなのかもしれませんが、ただ一方で現役の事業者さんがそういう価格の部分でシルバーさんと競合しなければならないというところに非常に不合理を感じたのです。シルバー人材センターの役割というのは本当に大きな役割はあると思っております、今のように年金の受給が遅くなっている方の蓄えとか、毎日の糧にもなっているということもございまして、全てだめということではないのですが、ある面法に基づいて各事業を行っているというふうに考えているのですが、と思っておりますけれども、その辺について、例えばですけれども、今申し上げたような運送業ということで運送業法などについて十分確認をした中で事業が展開されているということによろしいのでしょうか、いかがですか。

○経済環境部長（的場重一） お答えを申し上げます。

今の運送業にかかわらず、民間等といいますか、シルバー以外のところの事業者と競合するという問題は、いろんな視点で実はあります。シルバーの基本は、簡易な仕事で短期なもので、つまり継続して事業を行うというものではないのだと、ここ数年の間国のほうもいわゆる適正就業ということを厳しく言っております。一方、シルバーの会員に対する仕事をあっせんするという役目が事務局の役目になりますから、そこでいろいろ仕事を探してきて、成果を上げるといいますか、目的を達成するということと非常に悩ましいことでもあります。ただ、今ご指摘のような運送業法との兼ね合いでというのは、資格がありませんから、なりわいとしてそれをやるというものではございません。ただ、個別具体的なときに、シルバーのほうは今念頭に置いているのは、決して業界のほうを圧迫するとか、業界のほうから俺の仕事をとった、とらないというような議論はなるべく避けた格好で事業展開をしたいという話を、自分も役員という立場で会議に出ることが多いものですから、そういう話をよくしております。状況としては、そういうところでありまして。

○委員（小久保重孝） 具体的な事例がないとなかなか議論にもなりづらいのですが、もちろん大きなところでは今おっしゃったように競合を避けて事業展開するというところの配慮をなされておられると思うのです。ただ、本市のように小さいまちの中で、細かい仕事の積み重ねが糧、要するになりわいになっている方もいて、そういう方々との競合というのが顕著になってきている

のかなというふうになんかちょっと感じたところなんです。実際に事業者の方がシルバーさんに価格でかなわないというお話をお聞きをしたときに、それは本当に正しいことなのかなということを感じておりました。今部長おっしゃっていただいたように、シルバー人材センターとしては考えがあって、いろんな配慮の中で進めてきている事業ばかりだと思っております。ただ、一方でそういう側面といいますか、民業圧迫といいますか、そういう点がちょっと、細かい糧というものにこだわる、それだけ世知辛い世の中になったということでしょうけれども、そういうところがちょっと見受けられますので、改めて役員でもある部長にそういった点で影響をできるだけ回避していただくということの考えをぜひ伝えていただきたいと思いますと考えております。これはちょっと個別になりますので、具体的には申し上げませんが、そういった点で今回の決算も見て、数字としていつもの数字なのでございますけれども、それだけの政策成果というものも上げながらも、そういった細かい点まで承知されているのかなということをちょっと気にしましたので、その確認でございました。どうぞよろしく申し上げます。

それから、今回は商工費まででございますので、次は農林水産業費、80ページ、81ページに行きます。農業振興費の市民農園事業でございます。説明資料のほうで、これは65の方が利用していますということでした。滞りなく例年どおり市民農園事業、市民の方に楽しんでいただいているというふうを感じておりますけれども、この事業、23年度の成果、効果というものをまず担当からお聞きをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

市民農園につきましては、23年度101区画ということで5区画ほど減りましたけれども、これにつきましては22年度96区画を110区画まで上げたということで、面積的にあったということで広げたのですが、土地の石の状況ですとか排水の状況が悪い区画が5区画ほどあったということで、5区画ほど減らしたという状態になっております。それで、アンケートや何かをとった中で、土に親しめる、それから農業を楽しめるということ、それから収穫を楽しめるということで、継続して利用したいというような声が多いということで、今後とも続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 多分続けていくという答えが出てくるのだろうなと思っておりました。市民のための施設ということの一つにこういう施設があるのはもちろん否定するものではないし、これまでの中で市民農園事業を進めるべきではないかという議会の声もあって、こうして今あるわけでございます。これについても、先ほど来から何度か議論しております費用対効果ということを考えるべきではないかなということなのです。今回101区画の65名の方ということで、もちろん参加料といいますか、使用料はいただいておりますが、この費用で単純に割り返しますと、市の持ち出し分で1人当たり2万の補助を出しているという格好になります。それが高いか、安いということもございますが、この70名なり60名の方々が推移して、これからも同じような規模で続けていくとしたら、どこかの時点でいつまでやるのだということにもなりかねないのではないかなというふうを感じております。それで、この先の展開をどう考えているのかという点がちょっとポイントな

のです。今おっしゃったように、課長おっしゃるようこのまま続けていくということでは私ちょっと足りないのではないかとこのように感じておるのですが、せっきある面農業知識もふえていくでしょうし、余暇の時間でもかもしれませんけれども、この事業を通して何かしらスキルは上がってきているのかなというふうに感じております。だとしたら、その先のステージを用意をしていくというのも一つの考え方ではないかというふうに思うのですが、そういう議論は内部ではありませんか。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

現状の場所での拡大といいますか、拡幅ということでは現在考えておりません。それで、基本的に場所的には市街地から結構離れているということも含めまして、まちのほうの高齢化も含めて、市街地の近郊に空き地などを見つけまして展開をしていくというような方法ができないかどうかという検討を始めているところでございます。そういった中で、非常に使いやすいような市民農園のあり方というのをただいま検討している段階でございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） これについてはこれでやめますが、今おっしゃっていただいたように町なかに近いところで市民農園をとというのは都市的な考え方で、今よりもずっと小さな面積で、そしてコミュニケーションの場を創造するというところで、今までとは違う形で展開するというのは1つ新しい方向性かなと考えております。それと、それはそれでぜひ中身を詰めていただきたいと思いますのですが、私としてはこれはまた一般質問などでさせていただいたらいと思っておりますが、新しいイチゴハウスができて、既存のイチゴハウスのほうの利活用という部分で、もちろん研究事業として行っていくわけですが、その部分での仕事というものをどうやってボランティアで担っていただくことができるか、これも一つの仕様というか、方法の一つかなと考えております。ですから、こういったところも市民に開放しながら、何かしらお手伝いをいただくというのも一つなのかなと。せっきそういう市民農園事業、もちろん余暇の延長ということですから、必ずしもなりわいにはならないのですが、そういったところや、また農家の方が離農していく中で、あいたスペースで農作業してもらおうということもやっぱり考えていく。要するに、市が余り費用をかけてこの事業をやっていくよりも、分散化して、費用をかけずに市民農園的なことをやっていくということのほうが本来的に将来的には長続きするのではないかな、そんなふうには思っているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（的場重一） お答えを申し上げます。

イチゴハウスのほうのお話までご提案をいただきましたので、いろいろ実は考えております。といいますのは、単に市民農園という視点ばかりではなくて、農作業へ従事する、農作業のお手伝いをさせていただく人といいますか、そういう方も少なくなっているという一方があります。それから、今回の研究施設としてつくったハウス団地については、次回の議会に設置条例ということで提案をする段取りを今しておりますけれども、そこでも農作業の技術習得というような部分、あるいは障がい者、高齢者の雇用の場というような形でも展開ができないかという問題もござります。今我々が取り組んでおります市民農園というのは、どちらかといいますと生きがい対策といいますか、健

康でとか、あるいは住環境といいますか、生活環境に潤いを持たせるといような視点で展開をしたものであります。委員おっしゃる次のステージ、費用対効果というところが十分理解はできていないのですが、生産物あるいは販売をするといような視点なのでしょうか、ということについては、一時物産館がオープンしたときに、生産者グループの中でそういう商品の扱いはするのだと、ただ生産履歴というものを明らかにしないといけないのでという議論も、消費者側に立っていうとそういう視点での検討もしておりました。ですから、直接市民農園での生産物が今そこで販売をされているという状況にはございません。もろもろ検討課題もありますし、いろいろ広げていくための視点についても整理をしていくといようなこと必要なのだらうと思います。ご意見として承らせていただきたい、そういうふうに思います。

○委員（小久保重孝） 部長は頭いいので、先まで答弁いただいたと思っております。生産物を売るところまで私は申し上げるつもりはなかったのですが、そういう方法もあるなといふうに感じております。ただ、申し上げたかったのは、以前から申し上げている市民との協働といところの中で、市が行っていく事業の中に、せっかくですから、もちろんかかわれる時間でいいから、市民農園にかかわっている方々なんかがかかわって、そしてさらに事業として有効に協力をしていただけると、そんなステージも一つなのではないかとい考え方でございます。そういう中で、できるだけ市の負担を少なくしながら、また多分どう考えたって事業量、仕事量というのは減らないわけですから、ではその仕事量をいかにして分担していただくかといことを戦略として考えていくほうがよろしいのではないかなと考えております。今さまざまお話しいただきましたので、部長のことですから、いろいろと考えてくれると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから次、畜産業費の堆肥センター維持管理費のほうでございます。これも毎度いろいろと問題になっておりますが、堆肥センター維持管理が7,400万で、歳入のほうの堆肥の使用料というのがたしか500万ぐらいといことでございます。この費用対効果といものをどう総括されているのかお伺いしておきたいと思ひます。

○農務課長（松井知行） 経費と収入でいいますと、23年度におきましては経常経費でいまして大体4,000万近くの赤字、それから臨時的な経費を含めると6,000万ぐらいの差が出るという形になっております。従前から申し上げているとおり、堆肥を製造して売るといだけではそれだけの表面的な数字しか出てきませんけれども、例えば公共事業で発生する公園や河川、道路の刈り草を受け入れる、それから生ごみを広域に持ち込まないで受け入れるといようなこともろもろをあわせていくと相当の費用対効果が出てくるといふうに解釈をしておりますし、また環境に与える影響といことで、非常にCO<sub>2</sub>を出さないとい部分も含めて金額に換算できないもの、それからもう一つは水産雑物も含めて、それを産廃なり一廃に持ち込んだ場合の費用といものが相当抑えられているといようなことで、漁業支援、農民の支援とい部分も含めて、全体的にお金にかえられない効果が出ていといふうには理解しております。今後うちの堆肥センターのしおりにつくる場合に、今まで直接的にお金に換算してない部分も金額にある程度置きかえながら、これだけ効果があるのといようなセンターの説明資料を作成していきたいといふうに考えておりま

す。

それと、もう一点は、農業において今現在そうなのですけれども、春先、秋口には製造した堆肥が売り切れて、申し込みが来ても2週間から一月以上待ってもらっているというような状況でございます。それだけ生産者のほうにとっては堆肥を入れた農地は天候不順の影響を受けにくいという評価を受けてきたということのあらわれであると思いますし、課題であった夏場、冬場の製品の出荷ができないという部分につきましても、今年度になりましたけれども、昨年度から協議を続けておりました違う地区での販売というのが今年度からできるようになりました。それで、夏場の製品についてはそちらのほうに大量に出荷ができるようになりましたので、うちのほうで使わない時期の製品のはけ口も見つかってきたということで、堆肥センター内にとどめ置く日数が少なくなってきたというような効果もございます。そういったもろもろの効果がございまして、金額には換算できないところをあえて25年以降にはある程度金額に置きかえたものの資料を作成していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） 80ページ、81ページの畜産業費の中の酪農ヘルパー推進事業補助金についてお尋ねをしたいと思います。説明資料によりますと、伊達市酪農ヘルパー利用組合の分が41戸で743回、とうや湖農業協同組合酪農ヘルパー推進組合の分が4戸で275回となっています。これを単純に1戸当たり割り返してみますと、伊達の酪農家は18.12回です。それから、とうや湖農協ですから、大滝地区の酪農家は68.75回利用したことになります。なぜこんなに差あるのか、まずそのあたりお聞かせいただきたいと思います。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

基本的には伊達のほうが回数が少ないわけなのですけれども、金額でまず申しますと、伊達の農協には180万出しております。それで、とうや湖農協のほうには35万7,000円を出しているという内訳でございます。それで、基本的にとうや湖農協のほうヘルパーを使うように勧めているというあれが進んでいるというふうに理解をしておりますし、伊達のほうにおきましても休日を周期的にとるようということでお勧めはしているのですけれども、まだまだ利用率が低いというのが実態なのかなというふうに押さえております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 今説明聞きましたら、非常に不公平といたしますか、そんなにも違うのかなという思いですけれども、こんなに利用しているのに補助金はわずか35万7,000円、伊達のヘルパー利用組合の場合は180万ですから、かなり高額な補助をもらっていると思いますけれども、単純に考えて不公平さは感じませんか。

○農務課長（松井知行） まず、金額の単価的にはさほど大きな違いはないものと思っておりますが、伊達の場合ヘルパーさんが登別、室蘭や何かにも行かれるという部分ありまして、その部分で回数が回り切れない部分も出てくるというところがございます。それで、単純に回数でいいますと、2.5倍でいうと、とうや湖農協に支払っている単価のほうははるかに安いというような理解をしておりますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○委員（小泉勇一） 確かに登別、それから室蘭も伊達農協のエリアですから、そういう距離的な旅費的な部分についてはある程度理解できますけれども、それにしてもその差額というのは非常に大きいと思います。これは、例えばとうや湖農協といいますか、とうや湖の利用組合の分は補助がこれでいいよと言っているのかどうかわかりませんが、少なくとも大滝の酪農家の方々、それから伊達の酪農家の方々もある程度公平感がなければならぬと思いますから、その辺調査をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員（菊地清一郎） 二、三お尋ねします。

農業振興費、一般の80、81です。あと、概要のほうは55ページです。18番のインターネットショップの開設事業補助金418万に関してですけれども、まず平成23年度の具体的な事業内容、これをお知らせしていただきたいと思います。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

実行委員会形式で組織化をいたしまして、実行委員会を8月、9月、10月、2月と4回実施しております。また、その実行委員会の中で部会を2つ設けまして、出店部会、それからサイト作成部会という2つの部会を設けて、それぞれ4回ずつの会議を重ねたと。そのほかに、役員会として3回実施をして、活動を終了したということでございます。

以上でございます。

○委員（菊地清一郎） 今のお話ですと、その打ち合わせだとかお話し合いということが23年度の主な事業内容ということではよろしいですか。

○農務課長（松井知行） 具体的にサイトを作成するまでを立ち上げた、そして物産公社にそれを引き渡したという形になっております。

○委員（菊地清一郎） 物産公社にサイトを立ち上げて引き渡したということですね、わかりました。それですと、それが23年度ですけれども、そのときの課題だとか問題点、どのようなことがあったのか、そしてまたそれをどう対応策として24年に引き継いでいったのか伺いたいと思います。

○農務課長（松井知行） 協議内容といたしましては、運営の主体を誰にするかということですか、それから運営の形態をどのように、委託にするのか、自分でやるのかという部分含めてです。それから、利益をどういうふうに生み出すのか、それからショップオープンということで、どのような形でサイトを見せるのかというような部分含めて、それからうちのインターネットショップのコンセプトをどのようにするか、そういう内容について協議をして、それからなおかつ今度出店をする人間のどういう条件、出店条件をどのようにしていくのかという部分について協議を重ねてきたということでございます。

以上でございます。

○委員（菊地清一郎） それでは、先ほどサイトを物産館のほうに譲渡したというようなお話がございましたが、ということはこの事業はもう23年度で終わりということではと考えてよろしいのか、もしくは平成24年度の中でもこの事業が引き続き行われているのか、そしてまたそれであれば、今後の展開だとか何か物産館のほうと協議をしながら、そういうことを継続していくのか、その辺の展

望をお聞きしたいと思います。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

23年度の事業といたしましては、インターネットサイトを立ち上げて、自社運営をする。自社運営をするのは公社ですということを決めました。それで、そのサイトの更新含めて、中身の更新については自分でできるような仕組みのネットショップをつくるということで、そのネットショップを立ち上げたということで公社のほうに引き渡したということになります。それで、24年度以降につきましては、公社のほうで自力で更新をしながら、インターネットショップを開設していつているというような状況でございます。

以上です。

○委員（菊地清一郎） わかりました。一応そういうネットショップを立ち上げて、引き渡して、そして今現在公社のほうでそれを運用しているということですね。運用するに当たりましていろいろ、こういうネット関係ですと色々な問題点等々が機械的にも含めまして出てくるとは思うのですが、その辺はもう公社のほうで実費で対応しているということになるのですかね、そういうことですね、わかりました。ということは、繰り返しますが、このインターネットショップの事業は23年度で終了ということによろしいと、わかりました。

それでは、続きまして83ページの林業費になりますが、9番目の担い手対策事業負担費ですか、この件に関しましてお伺いしたいと思います。この事業は、具体的にどのような内容で、その効果がどういう形であったというふうにお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○水産林務課長（山下 茂） お答えいたします。

まず、担い手の事業でございますけれども、これにつきましては林業に就業する、林業で働いた人に対して一定数の日数以上、つまり140日以上、上限が250日でございますけれども、ここに負担金ということで援助することによって就労を継続させると、林業につく就労を継続させるという目的を持って行っているものでございます。それで、今実際に事業体としましては、胆振西部森林組合のところに7名の方が就労されておりまして、その方にこのお金を出しているという状況でございます。

○委員（菊地清一郎） わかりました。それで、7名の方にそういう補助金が支払われて、続けているということですが、これからの林業展開にとって、この補助金の額で十分なのか、それともいろいろな問題点があって、もっと対応したいというふうにお考えなのか。というのは、今7名でこの金額ですよ、18万9,000円ですか、約19万、具体的に本当にどの程度の効果があるのかというのがちょっとわからない部分があるのです。その辺具体的にどのようにお考えになってますか。

○水産林務課長（山下 茂） お答えいたします。

奨励金という形になるのですが、ここのほうにつきましては、本人が負担する分、それから雇用主が負担する分、それから市町村が、伊達市が負担する分、それから北海道が負担する分ということで、ここの事業につきましては伊達市としては18万9,000円のお金を出しておりますけれども、北海道、それから事業主含めまして合計が60万6,000円の支出というふうになっております。

以上でございます。

○委員（菊地清一郎） 60万と、7で割っても8万ぐらいですか、そういう1人当たりの補助金が出ているということがわかりました。いずれにしても、大事な林業資源の保存、きちっと適切に維持管理をするということを考えてときに、この辺の見直しというか、対応策というか、もっと振興対策を考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、3点目ですが、その下の12番、木質ペレットストーブ購入補助金に関しましてお尋ねしますが、89万7,000円ですか、23年度の決算ということですが、具体的にこれ何台ほど利用されたのかお尋ねいたします。

○水産林務課長（山下 茂） お答えいたします。

平成23年度でございませうけれども、6台、6件の方に補助をしているという形になっております。

○委員（菊地清一郎） 1台15万弱ぐらいですか、今市長がペレットをどんどん、どんどん使うようにということでご苦労なされていると思いますが、そういう中でこのペレットストーブの利用が非常に伸び悩んでいるように思うのです。その辺もう少し何とか利用拡大につながるというようなことを考えなければいけないなというふうに感じますが、その辺何かお考えになっていることございますでしょうか。

○水産林務課長（山下 茂） お答えいたします。

実は平成20年度から、委員承知のようにこの補助制度を持ってきておりますけれども、相談件数、問い合わせ件数なのですが、平成23年度におきましては15件の相談が持ちかけられております。それから、平成22年度につきましても16件という形で相談が寄せられているという形です。ただ、ストーブの機器が高いとか、そういう部分で相談して、それからメーカーというか、販売店のほうにも問い合わせたけれども、ちょっと見合わせるといった方もいらっしゃいますので、このような件数になっております。ただ、あとこちらの方策としましては、今モデルハウスだとか建設会社さんのほうにも直接お願いをするといいますか、そういう形の中で動きをしていきたいという形で考えております。とにかく今農業まつりとか、そういう部分でも実際にストーブを燃やして展示をして、それで市民の目になるべく多く触れる機会を設けていきまして、それで導入の検討をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（菊地清一郎） わかりました。今のお話では建設業者さんにも利用拡大していただくようにというお話がございましたけれども、これから利用をよろしくということはちょっと遅いなというふうに感じました。建設業協会だとか、もしくは商工会議所、そういうところにどんどん、どんどんアピールするということがやっぱり必要だなと。そこから市民にまたつながっていくということが考えられますので、まだ市民がよくわかっていない部分があるのではないかなというふうに私は感じていまして、自動で入るといっても、今スイッチ一つで電源オン、オフという、そういう電化の中でこういうストーブがなかなか難しい部分があるにせよ、しかしながら利点のほうをもっと明確にPRをすると、またそういうパンフレットを作成するだとか、そしてまた近隣の市町村にも公的な部分に導入していただけるような、今までもそういう努力はしていただいているとは思いますが、さらなる努力をしていただきたいというふうに感じます。よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 労働費の79ページの緊急雇用創出事業、相当な金額が使われておりますが、この中の事業概要に基づいてちょっと質疑をさせていただきます。1つは、事業概要の53ページのところに1億3,400万何がしの緊急雇用創出推進事業の各事業の内訳が載っております、その中の上から4つ目ですか、乗り合いタクシー当日予約制移行に係る受付業務事業というのが330万円載っております。これは、ライフモビリティの乗り合いタクシーの23年の9月からの変更とかかかっている事業だなというふうに思っております。それで、利用当日の予約を受け付けるということで、商工費のほうにはライフモビリティの助成事業ということで商工会議所への補助事業があるわけですが、この乗り合いタクシー当日予約制移行に係る受付業務事業に関してはタクシー会社、運行会社のほうへのそういう事業のための費用なのか、商工会議所での受け付け業務をもっと充実させるための費用なのか、この辺はどちらなのでしょう。

○商工観光課長（岡田 忍） お答えいたします。

この経費につきましては、実際に当日予約移行するための事務経費として商工会議所のほうへ支出しているものでございます。実際にその業務を担う方の人件費ほか、あと当日予約の関係のチラシの作成ですとか、PR事業ですとか、そういうものの経費に使われたものでございます。

○委員（吉野英雄） 緊急雇用創出事業ですから、短期の雇用、就業機会の創出を図るという趣旨からすれば、商工会議所のほうへお願いした事業だとしても一定の臨時職員なり嘱託なり、正職員というふうにはいかないのかもしれませんが、そういう雇用が生まれていると思うのですが、この辺は何名ぐらいの雇用になっているのか把握していらっしゃいますか。

○商工観光課長（岡田 忍） 雇用につきましては、臨時職員という形で1名の雇用という形になっております。

○委員（吉野英雄） それで、具体的に平成23年9月1日から新しい制度が入って、ライフモビリティのほうの話になっていくから、委員長から怒られるかもしれませんが、利用当日の予約のやり方の変更によって、また臨時に職員の方を配置してやって、具体的な利用実績については当然上昇したというふうに思うのですけれども、利用が上がったと思うのですが、この利用方法の変更、予約受け付けの変更によってどの程度利用がふえたかというようなことについては、23年度分だけでもよろしいのですけれども、把握している部分があったらお知らせください。

○商工観光課長（岡田 忍） お答えいたします。

昨年9月から当日予約が開始になりました。それまではおおむね月平均600件ぐらいの件数で推移しておりましたが、9月を境に受け付け件数がふえまして、今では現在月1,000件を超える受け付け状況になっております。年間を通しますと平成22年度が約7,400件でしたが、平成23年度では年間通しまして1万100件という受け付け件数になってございます。

○委員（吉野英雄） これは、非常に利用しやすくなったという点と、それからもう一つは運行ルートがかなり利用しやすくなったというようなことですか、利用料金制度も変わったというようなことで利用がふえていると思います。それで、今回つきました緊急雇用の事業、これについては一定程度成果が出て、それなりの予約のやり方だとか、そういうのも一定の方向性が出たという

ことで、この事業は単年度、23年度で終わりということでもいいのですよね、それだけ確認させてください。

○商工観光課長（岡田 忍） 今委員のほうからお話ありましたとおり、当日予約に関する部分の商工会議所に対する委託事業というのは23年度で終わりということになってございます。

○委員（上村 要） 1点だけお伺いをいたします。84ページ、85ページの林道費の関係ですけれども、当初予算で150万余りの予算額でありましたけれども、決算では90万余りということで、実際には少ない金額で終わっているという状況ですけれども、林道については現状、合併以前ですとそこそこ林道の周りの維持管理というものがされていたように思うのですが、このごろは草刈りといいますか、道路脇の草も刈らないというような状況になっております。それと、合併してからそういうようなことで、小さい木も5年、6年とたってきますので、道路脇の木が非常に大きくなってきて、車なんかが通るのには支障を来すような状況になっているところが非常に見受けられるのですが、今後林道管理についてはどのような考え方で進めていくのか、この辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○建設課参事（安藤 明） 委員の質問にお答えいたします。

林道費につきましては、予算については156万5,000円余計上しておりましたが、実績としては90万5,970円と60万ほど落ちております。中身につきましては、当初工事の中で維持管理費の中で重機の使用料等、あと委託についても見ていたものが一部請負の中で残額が出てきたということで、落としております。あと、今後の林道につきましては、伊達市と合併する前の大滝につきましては全線の草刈り等を計上しておりましたが、その後財政的にも厳しいものがございまして、林道につきましては事業をやっている植林とか、そういう保育をやっているものを重点的にやっております、全線の草刈りを今はやっておりません。ただし、今後、特に古い林道につきましては大きな枝が張ってきて通行に支障が出ているという状態もありますので、来年以降につきましてはこれらについても解消していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○委員（上村 要） そうしますと、一気に全部ということにはならないでしょうけれども、ひどいところから逐次その辺も対応していくというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○建設課参事（安藤 明） そのとおりでございます。

○委員（上村 要） 私も実は一通り回って、よく歩いていたのですが、ここ一、二年ちょっと歩いていなかったものですから回ってみたのですが、乗用車あたりではとても入れないというような状況になっております。それで、山菜とりも入りますし、もし余りひどいようなところがそのままになっているのであれば、使用されていないのであれば、むしろバリケードか何か置いて車入らないようにしたほうがいいのかないのかなという、そういう感じもするところも実はありました。それで、できるだけ年に1度ぐらいは状況確認というか、そういうことをしながらひとつ進めていただきたいと、このようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第5款労働費から第7款商工費までの質疑を終わります。

次に、第8款土木費及び第11款災害復旧費、88ページから93ページまでと106ページから107ページまでの質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 89ページの道路橋梁新設改良費の（仮称）末永4号線道路整備事業についてお伺いをしたいと思います。平成23年の第2回定例会で国道37号から日赤病院へのアクセス道路を整備するというので、24年度の交付金事業採択に向けて調査業務を行うということで210万円が補正されました。第4回定例会で正式に末永4号線として議会としても道路認定をいたしましたので、このことについてどうのこうのということではないのですけれども、その際に24年度から3カ年で実際に進めたいというお話があったというふうに記憶しております。それで、第4回定例会では道路整備事業の中に末永4号線として23年から26年までとして全体事業として3億1,529万ほど計上されて、24年度分が2,030万ということで、そのほか23年度までの概略設計が1,900万ということで表が載っております。それで、全体事業費が3億1,000万という結構な金額ですので、これについての道との協議経過や事業実施の見通しなどについてご説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（大山 孝） お答えいたします。

末永4号線につきましては、昨年度補助事業採択のための調査ということで補正させていただいて、調査を実施しております。今年度から補助事業採択されて、3カ年で整備を予定しております。24年から26年までということで、今年度につきましては実施設計、調査関係なのですが、あと一部河川の関係、都市下水路、そちらのほうの管渠の設計ですとか、あと地質調査、それと道路の法線を決めまして、用地測量にかかる予定しております。来年度につきましては、用地買収ということで2億2,000万ほど予定している状況でございます。最終年度に本工事、延長にしまして210メートルを整備する予定でございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） それで、実際に工事、路線はこうやっpegくって認定しましたけれども、実際に工事にかかるのは日赤の正門のところのこの辺までになるのかな、210メートルということで、駐車場のところの道路はもう舗装されて整備されておりますから、駐車場のところまでということになれば210メートルぐらいになるのかなと思いますが、問題は交通、これは末永4号線のお話が出たときにも、国道37との交差点の交通アクセスの関係での交通安全対策が必要でないかという議論がありました。この辺の公安や警察との調整といいますか、その辺はもう進んでいるのでしょうか。

○建設課長（大山 孝） お答えいたします。

法線決定を今年度に行います。近々法線決定する予定でございます。それで、国道とのアクセス、交差点部分なのですが、これから公安委員会と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 私この4号線の話が出たときにも、交通安全上これはどうなのかなという疑問は確かにあったのです。37は最近かなり交通量が多いですので、そこで救急車が日赤側に入って

いく際に相当安全対策なりをきちっとやっておかないと、結構信号がぼつぼつと続いているのです。ですから、どういうふうに信号の連動をやるのかというようなことだとか、救急車が来た場合の対応ですとか、その辺をどういうふうにしていったらいいのかなというのは、交差点と交差点が近いということもありますから、かなり警察なりと調整をした上で進めなければいけないと思っておりますので、最近救急車が来てもどけない車が結構あるのです。とめないし、どけないしというようなことで、せっかくアクセス道路ができていますから、きちっと路線に沿って順調に入っていけるような形での調整をやっておかななくてはいけないのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひともその辺は警察との調整をそごのないように進めていただくということをお願いをして、この質疑については終わりたいと思います。

○委員（小久保重孝） 私のほうからは2点です。

92ページ、93ページのカルチャーセンター費です。一般質問でもやらせていただいておりますので、決算の数字が出てきたところで改めて確認だけさせていただこうと思っております。決算で1億164万ということのカルチャーセンター運営管理委託料ということで、維持にこれだけお金がかかるということと、あわせてカルチャーセンターの使用料のほうは813万ということでございます。このことについて、一般質問では指定管理者制度の見直しも含めて今検討いただいているというふうに考えておりますが、改めてこの費用が維持するのにかかるという点で、内部的に見直しというものは今なされているのかどうか、指定管理者制度とは別に、この中身です。先ほど堆肥センターのお話もございました。先ほどの答弁は、目に見えない効果をパンフレットなどで表現をして理解を求めていくというようなお話もございました。堆肥センターについてはいろいろと問題がまたあるので、改めてにしますが、カルチャーセンターについてはこれ市民に説明をいたしますと、何でそんなに費用がかかるのだというようなお話もございます。そのことについて、単年度の決算の中でございますけれども、改めてどのように考えているかお聞かせをいただきたいと思っております。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 今委員のほうからお話しいただきましたとおり、指定管理制度の関係がございましてけれども、今回決算ということで1億を超える管理委託料の決算となっております。現在指定管理者であるメセナ協会なのですけれども、そちらのほうでは会館のほうの指定管理とあわせて自主事業等に取り組まれております。そういった中で、果たして館の運営とこういう芸術文化のほうの市民への提供ということをどうバランスを持ってしなければならないのかなということは、ご指摘のとおり考えていかなければならないかなというふうには思っております。ただ、使用料等収入の面につきましては、どうしても行政委員会等の全額免除、また減免等で先ほどお話のありました八百数十万の収入となっているということで、費用対効果という部分からするともう少し指定管理の中の精査が必要かなというふうには感じております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 今収入の部分の言及がございましたが、利用料を上げるというような議論もあるのでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 現在のところカルチャーセンター自体の室料を上げるということ自体まで内部のほうでは検討してございません。減免関係につきましては、社会教育施設もそう

ですけれども、体育施設等全体にかかわることかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 市民に影響するお話なので、利用料を上げろなんてことは簡単に申し上げられるものではないのですが、ただこうしたバランスを見ますと非常にバランス悪いなというのは誰もが感じることでございまして、現時点で賄い切れている、要するに全体として。とはいっても、将来に対してはちょっと不安が残るわけでありまして、利用料を上げても多分そんなには上がるものではないし、減免を抑えたから、では全部賄い切れるものではないというのはもう明らかでありますので、ある面1億の委託料の中の5,000万の業務委託の部分がどうなのかというところに、突き詰めていくとそうなるのかなと感じております。ただ、それでも委託をされている側は、当然これも死活問題でございまして、簡単なことではないと思うのですが、ただ改めてこうした議論の中で見直しといたしますか、検討を進めていっていただきたいなというふうに思っております。そういう整理ができた中で、先日来申し上げている指定管理者制度の部分での見直しといたしますか、範囲なん化の検討もできるのではないかなというふうに考えておりますから、そのことがないはずとこのバランスのまま、さらにトレーニングルームがなくなって200万なくなるわけですから、600万円のために1億かけるのかというようなことになってまいりますので、ぜひその辺はしっかりと見きわめていっていただきたい、そのように思います。

それと、住宅費のほうに移ります。同じページの市営、道営住宅維持管理費がありまして、住宅管理費全般になるのでしょうか、これも監査意見の中で大変厳しい指摘がございました。いわゆる住居費の部分で未納の部分、滞納の部分があるということについてどのような対応をしているのかという点、いかがでございでしょうか。

○住宅課長（早瀬久雄） お答えいたします。

滞納につきましては、今現在かなり額が大きくなっておりますけれども、個別に滞納している方の住宅にお伺いして、滞納額を分納でもいいから払っていただきたいということで要求しておりますところと、あと保証人に関しましても入居者と同じような取り扱いで督促を出して、家賃の支払いの協力をしていただくというような形で今現在進めているところでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今個別に対応して、分納も含めて督促をしているということでございます。これも本当に厳しい今の状況の中で、それを進めていけば人によっては自殺までされてしまう可能性だってあるわけで、本当に難しい対応が迫られるとは思っております。ただ、一方で、監査意見にありましたように公平性の観点ではこれをそのままにしておくわけにはいかないということで、今努力をしているというお話がございましたが、今までやっていたこと以上に何かやらないといけないということだと思っております、要するに指摘があるということは、毎年のごとくではございますけれども、またこういう時代ですから、どんどんふえていく傾向にはあるとは思いますが、ただ何かやり方を変えていくというところで内部的にもいろいろと考えておられると思うのですが、単純に電話での督促、または訪問での督促、また今おっしゃったような分納ということのケースだけではなくて、いろいろな相談、生活全般に対する相談というものも受けていくことが求めら

れてくるのではないかというふうに思うのですが、その部分で縦割りだから、ある面この部分でしか答えられないというふうなことではなくて、しっかりと生活まで含めた中で相談も受けて、そしてその対応をなさっているのかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○住宅課長（早瀬久雄） お答えいたします。

家賃の滞納している方の生活状況がやはり家賃を支払えるかどうかを見きわめていく中では大変重要なことかと考えております。それで、収入がどの程度あるのかということの調査をしながら、滞納者が支払うことができないということであれば、保証人に協力を呼びかけ、その滞納分の支払いを滞納者にかわって支払っていただくというようなことを進めていきたいということで考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 私のほうで言葉足らずだったかもしれませんが、保証人に支払いを求めていくということは、もちろん通常の方法なのですが、申し上げたのは縦割りではなくて生活全般に対する相談を受ける受け皿というものには十分用意できていますかということなのです。担当のほうは担当のほうで当然その努力をされている。でも、場合によっては市民部や福祉部に相談をしないと事が解決しないということもあろうかと思えます。要するに、お互いの情報を行き来させる中で総合的に対応していかないと解決にはならないという点で、日ごろの滞納整理の中に今申し上げたような横との連携というのは図られているのかという点はいかがですか。

○住宅課長（早瀬久雄） 今の段階では、ほかの福祉部または税務関係ということの連携というのは行っておりません。今後その辺は検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（滝谷 昇） ほかにないものと認め、第8款及び第11款災害復旧費の質疑を終わります。

お諮りいたします。質疑がまだ残っておりますが、本日はこの程度として延会にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） 異議ないものと認め、本日はこの程度として延会することに決定いたしました。

明日は午前10時から委員会を開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 延 会 の 宣 告 （午後 3時54分）